

#### IV. 指定整備関係帳票類の記載要領

# 1. 指定整備記録簿の記載要領

## 1. 「点検及び整備の概要等」欄

「点検及び整備の概要等」欄の記載については、指定自動車整備事業規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、点検の結果必要となった整備の概要及び交換した部品を記載する。

- (1) それぞれの点検項目について、下表に示す作業区分に従ってチェック記号を用いるなどして点検の結果及び必要となった整備の概要を記載する。
- (2) 整備の概要については、交換した主な部品（ブレーキ液、ブレーキ・ホース等）や測定結果（ブレーキ・ライニング、ブレーキ・パッドの厚み等）も必要に応じ記載する。
- (3) 点検整備の際に特定整備を伴った場合には、チェック記号を○で囲むなどして記載する。

### 【作業区分】

作業区分	意 味	作 業 例	チェック記号の例	
点検	点検の結果、異状がなかった。	—	レ	
整備作業	交換 点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。)	○ ブレーキ・ライニングの交換 ○ ホイール・ベアリングの交換 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの交換	×	
	修理 点検の結果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。)	○ ディストリビュータのコンタクト・ポイントの修正 ○ タイヤのパンク修理 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの修理	△	
	調整	点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。)	○ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整 ○ クラッチ・ペダルの遊び調整	A
		点検の結果、調整した。(スキャンツール等で機能調整する作業を示す。)	○ カメラ、レーダーその他のセンサーの機能調整	
	締付	点検の結果、締め付けた。(緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。)	○ ホイール・ナットの増し締め ○ リーフ・スプリングのUボルトの増し締め ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの取付ボルトの増し締め	T
	清掃	点検の結果、清掃した。(粉塵、油などによる汚れを取り除く作業を示す。)	○ ブレーキ・ドラム内の汚れの清掃 ○ バッテリーのターミナル部の清掃	C
給油	点検の結果、給油した。(油脂、液類を補給する作業を示す。)	○ エンジン・オイルの補給 ○ シャシ各部の給油脂	L	

省略	自動車点検基準の規定により行わないことができる項目について、点検を省略した。	○ 点火プラグの状態 ○ ブレーキ・パッドの摩耗	P
該当なし	該当する装置が無い場合。	—————	/

## 2. 「検査機器等による検査」欄

自動車検査用機械器具等を用いて行う検査の結果を記載する。

制動力
-----

### 1. 保安基準の細目を定める告示第 171 条関係（審査事務規程 9－3）における指定整備記録簿の記載と判定

(1) 軸重及び車両重量について（各軸重を測定することが困難な場合。）

- ① 自動車検査証に記載されている前軸重に 55kg を加えた値を前軸重欄に記載する。（前二軸の場合は前前軸重に 55kg を加える。）
- ② 後軸重欄は、自動車検査証に記載されている後軸重の軸重を記載すること。

(2) 前軸の全車輪がロックした場合について（別記記載例（2）参照）

- ① ロックする直前の制動力を測定し、該当する車輪欄に測定値を記載するとともに、前軸重欄付近に「全車輪ロック」を記載すること。

ただし、制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 4.90N/kg 以上（制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 50% 以上）ある場合については「全車輪ロック」と記載する必要はない。（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れていると、自動車検査員が判断した場合には、4.90N/kg を 3.92N/kg に 50% を 40% にそれぞれ読み替えて適用し、制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」又は「W」と記載する。（3）①に同じ）

なお、この場合、審査時車両状態に対する判定及び後軸重に対する判定も併せて行い、その数値を記載すること。

- ② 上記の取扱いはブレーキ・テストのローラ上で全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を測定することが困難な場合に限り適用すること。
  - ③ 後軸の全車輪がロックした場合は、「全車輪ロック」と記載しないこと。
- (3) 被牽引自動車の当該車軸の全車輪がロックした場合について（別記記載例（3）及び（4）参照）

- ① ロックする直前の制動力を測定し、該当する車軸欄に測定値を記載するとともに、走行テスト等の方法と結果欄又は制動力測定値付近に「後前軸全車輪ロック」、「後後軸全車輪ロック」を記載すること。

ただし、各軸毎に制動力の和が 50%（4.90N/kg）以上ある場合については「全車輪ロック」と記載する必要はない。

- ② 検査に当たっては、トラクタとトレーラーを連結した状態で測定すること。

(4) 被牽引自動車の保安基準第 13 条に規定する制動装置（連結車両のいわゆる分離ブレーキの測定結果及び判定数値の指定整備記録簿の記載について（別記記載例（3）及び（4）参照）指定整備記録簿の余白部に次表を記入し、数値等を記載すること。

保安基準の細目を定める告示第 172 条第 4 項の制御装置又は分離ブレーキ	制動力	N又はkg	N/kg又は%
--	-----	-------	---------

(5) 駐車ブレーキ又は被牽引自動車のブレーキの制動力を測定する場合にブレーキ・テストのローラ上で全車輪がロックした時の制動力の測定値の判定について（別記記載例（2）、（3）及び（4）参照）

- ① 指定自動車等で制動装置に係る改造がされてなく、該当する車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を測定することが困難な場合には、駐車制動力又は分離ブレーキの制動力は、基準に適合しているものとして取り扱って差し支えない。
- ② この取扱いにより判定した場合は、ロック直前の制動力を測定し、測定値を記載するとともにその付近に「全車輪ロック」、推進軸制動の場合は「推進軸ロック」と記載すること。

(6) 軸重不明（自動車検査証に軸重が記載されていない自動車）の場合について（別記記載例（7）及び（7）の2参照）

- ① 制動力を測定して、該当する車軸欄に測定値を記載し、審査時車両状態に対する判定も行い、その数値を記載すること。
- ② 左右の差の判定については、制動力の大きい方の値の 20% 以下によって判定してよい。
- ③ 軸重欄には、「軸重不明」と記載すること。

(7) 高速ブレーキ・テストによる場合は、別記記載例（12）によること。

(8) 教習車等における補助ブレーキの制動力の測定値の記載について（別記記載例（6）参照）

教習車等の補助ブレーキの制動力は（ ）書きで2段書きに記載し、走行テスト等の方法と結果欄に「（ ）書きは補助ブレーキ測定値」と記載すること。

(9) 車軸昇降装置付の車両にあつては「走行テスト等の方法と結果」欄に「車軸上昇時」又は「車軸降下時」と記載し、その状態でも測定結果等を記載する。（別記記載例（3）参照）

#### 《注意事項》

1. 制動力の総和が、不自然な数値は、車両重量を実測するなど原因を確かめること。（重量が変わっている。テストが不良である。その他）
2. 指定整備記録簿に記載する判定値は、制動力の計量単位が「N」の場合で、基準が「以下」となっているものは、小数第3位の数を切り上げとし、基準が「以上」となっているものは、小数第3位の数を切り捨てとすること。

#### [計算例]

- 主制動力の総和（小数第3位の数字を切り捨て）

$$\text{制動力の計 (8100N)} \div \text{車両重量 (1190 + 55kg)} = 6.506\text{N/kg}$$

- 制動力左右の差（前軸）（小数第3位の数字を切り上げ）

$$\text{前軸重の左右差 (100N)} \div \text{前軸重 (690 + 55kg)} = 0.1\overset{4}{3}4\text{N/kg}$$

（注：小数第3位が0の場合は、切り上げする必要はない。）

また、制動力の計量単位が「kgf」の場合で、基準が「以下」となっているものは、小数第2位の数を切り上げとし、基準が「以上」となっているものは、小数第2位の数を切り捨てとすること。

3. 制動力の記載要領は別紙記載例を参考として、記載すること。

## 前照灯

### 【前照灯の取付高さ】

1. すれ違い用前照灯又は走行用前照灯のいずれか測定を行った方の前照灯の名称に○印を付けるとともに、その前照灯の照明部中心の高さを記載すること。その際、カットオフが無いすれ違い用前照灯を測定した場合にあっては「カットオフ無し」を、走行用前照灯試験機のスクリーン等による目視での検査を実施した場合にあっては「スクリーン」を合わせて記載すること。
2. なお、前照灯の照明部中心の高さが、1.2m 以上の自動車の検査方法は、「検査機器等による Q & A」9により取扱うこと。

### 【前照灯の光軸及び光度】

1. 平成 10 年 9 月 1 日以降製作車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。）の前照灯検査においては、原則、すれ違い用前照灯を検査することとするが、適切に光度を測定できない場合、明確なカットオフ及びエルボー点を有しておらず前照灯試験機での判定が困難な場合、又は走行用前照灯試験機しか保有しておらず、その試験機にスクリーンが付属していない場合にあっては、特例的な取扱いとして走行用前照灯の検査とすることができる。

#### 《注意事項》

1. 二輪自動車及び側車付二輪自動車について、令和 2 年 10 月 1 日以降に製作された自動車にあっては、前照灯試験機による検査方法が、走行用前照灯による検査方法からすれ違い用前照灯による検査方法に変更された。  
※測定方法、判定値等の詳細は、保安基準及び審査事務規程を参照。

### 【すれ違い用前照灯の測定の取扱要領】

1. すれ違い用前照灯を測定することにより前照灯の検査を行った場合は、走行用前照灯を目視等により検査し、その結果を目視等による検査欄の灯火装置の項目に記載し、検査機器等による検査欄の前照灯の「主」の欄は斜線を引くこと。

#### [記載例]

- 取付高さ欄に「すれ違い灯」と記載する。
- 光度欄の副の欄に測定光度の値を記載する。

- ①すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合      ②スクリーン等による目視での検査でカットオフ有りの場合      ③カットオフ無しの場合

前 照 灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 58 cm	58 cm
光軸	下 10 cm	下 10 cm
	Ⓛ・右 5 cm	左・Ⓡ 20 cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 80 cd	副×100 80 cd

注)

- 光軸は、エルボー点の位置と読み替えて数値を記載する。

前 照 灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 58 cm	58 cm
光軸	下 スクリーン 10 cm	下 10 cm
	Ⓛ・右 5 cm	Ⓛ・右 20 cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 80 cd	副×100 80 cd

注)

- 光軸欄にスクリーンと記載する。
- 光軸はエルボー点の位置と読み替えて数値を記載する。

前 照 灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 カットオフ無し 58 cm	58 cm
光軸	下 5 cm	下 5 cm
	Ⓛ・左 10 cm	Ⓛ・右 10 cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 80 cd	副×100 80 cd

注)

- 取付高さ欄に「カットオフ無し」と記載する。

- ④カットオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る）

前 照 灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 カットオフライン 58 cm	cm
光軸	下 5-6 cm	下 cm
	左・右 cm	左・右 cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 35 cd	副×100 cd

注)

- 「取付高さ」の欄に「カットオフライン」と記入する。
- 「光軸の上下」の欄に右 26cm 及び右 44cm の点のカットオフラインの位置を間に「-」を挟んで記入する。

- ⑤カットオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）

前 照 灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 特例ライン 58 cm	cm
光軸	下 水平以下 cm	下 cm
	左・右 cm	左・右 cm
光度	主×100 160 cd	主×100 cd
	副×100 45 cd	副×100 cd

注)

- 「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。
- 「光軸の上下」の欄に「水平以下」と記入する。
- 「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を（副）の欄に記入する。なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には（主）の欄にも記入する。

**【走行用前照灯の測定の取扱要領】**

- 測定結果が上記ただし書き以外の場合は、すれ違い用前照灯又は副走行ビームを目視等により検査し、その結果を目視等による検査欄の灯火装置の項目に記載し、検査機器等による検査欄の前照灯の「副」の欄は斜線を引くこと。
- 光軸が上向きの場合は「下」を打ち消し、「上」と記入する。

[記載例]

2灯式例

(減光式・切り換え式)

2灯式例 (ウィンク式)

(主、副同時点灯しないもの)

4灯式例

(主走行で光度が満足するもの)

4灯式例

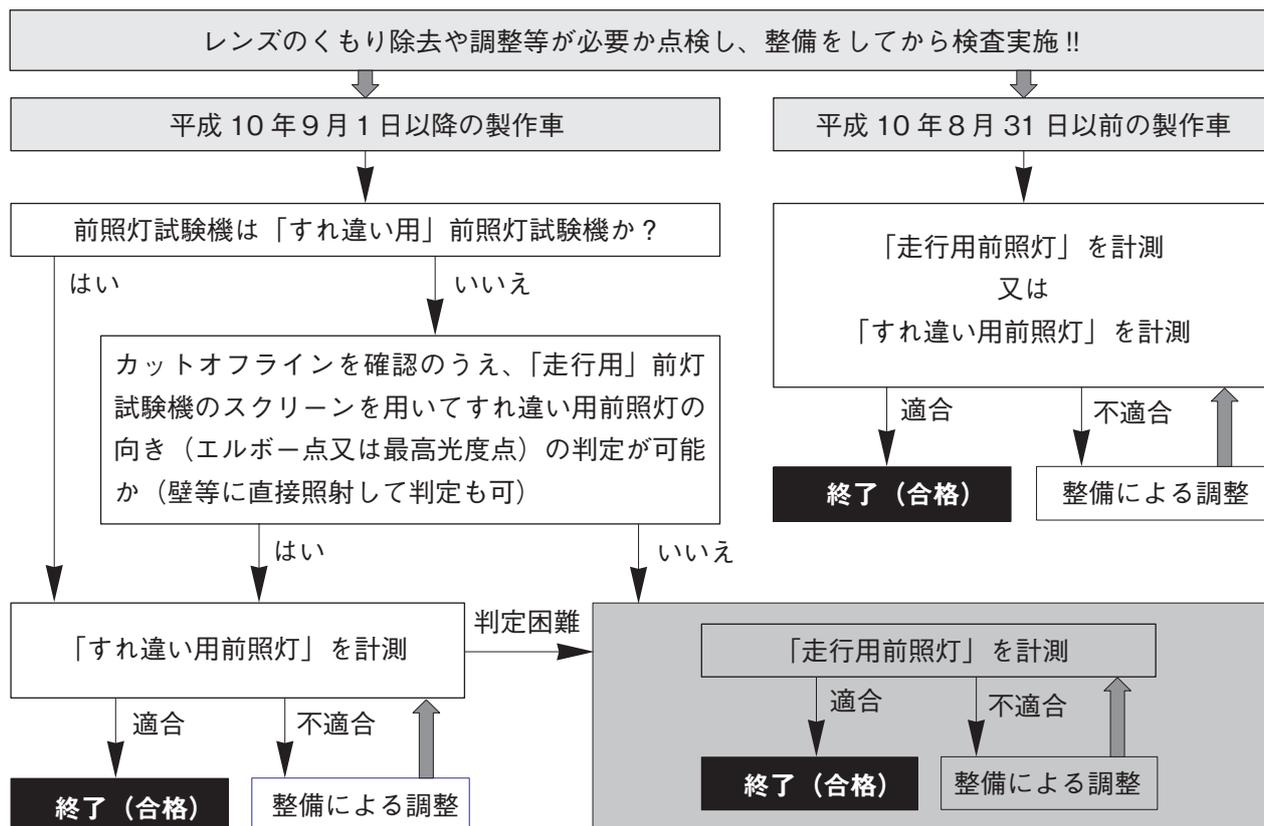
(主走行で光度が満たないもの)

前 照 灯		
	右	左
光 軸	干上 5 cm	下 5 cm
	左・ $\textcircled{\text{右}}$ 5 cm	$\textcircled{\text{左}}$ ・右 10 cm
光 度	主×100 180 cd	主×100 180 cd
	副×100 cd	副×100 cd

前 照 灯		
	右	左
光 軸	干上 5 cm	下 0 cm
	左・右 0 cm	左・右 0 cm
光 度	主×100 150 cd	主×100 160 cd
	副×100 cd	副×100 cd

前 照 灯		
	右	左
光 軸	干上 5 cm	下 5 cm
	$\textcircled{\text{左}}$ ・右 5 cm	$\textcircled{\text{左}}$ ・右 10 cm
光 度	主×100 110 cd	主×100 120 cd
	副×100 60 cd	副×100 cd

## 【整備工場における前照灯検査（整備）の流れ／四輪以上の自動車】



### 前部霧灯

- 2灯ある場合は、明るい方の測定値のみを記載して差し支えない。
- 前部霧灯が取り付けられていない場合は、当該欄に斜線を引くこと。
- 型式指定自動車等に取り付けられた前部霧灯で、視認により良と判断できるときは当該欄に「良」と記載すること。

### 速度計の誤差

- 検査車両の速度計が 40km/h における速度計試験機の指示値を測定して、誤差値を記載すること。  
[記載例]
  - 検査車両の速度計：40km/h、速度計試験機の指示値：38.5km/h の場合  
記録簿の速度計の誤差欄：+ 1.5km/h

### タイヤの振れ

- 駆動輪は速度計試験機による検査時に、駆動輪以外はブレーキ・テスタによる検査時にタイヤの振れを確認すること。

### サイドスリップ

- 前 2 軸車及び 4WS 車については、2 段書きにより記載すること。  
また、テスタの配置は、前 2 軸又は後輪の車輪が確実に直進でサイドスリップ・テスタを通過できること。

2. かじ取り車輪の横すべり量の特例的取扱い

(1) 次の①及び②については、保安基準第 11 条第 1 号に適合しているものとして取り扱って差し支えない。

- ① サイドスリップ・テストを用いて測定した場合の横すべり量が、各型式についてメーカーの推奨する横すべり量の範囲（概要説明書又はコーションラベルで確認）内にあるもの。
- ② 横すべり量をサイドスリップ・テストを用いて測定できない場合（横すべり量がテストの目盛りを超えた場合等）であっても、トーイン、キャンバ、キャストの値が各型式について、それぞれメーカーの設計基準値（諸元表又はコーションラベルで確認）内にあるもの。

(2) 指定整備記録簿の記載方法について、①の場合は、読み取った数値をそのまま記載し、②の場合は、記載例のとおり各測定値が範囲内にあることを確認のうえ、走行テスト等の方法と結果欄へその数値を記載すること。

なお、各型式ごとの横すべり量等については、横すべり量の特例扱い車両一覧表を参照すること。

※このサイドスリップの特例扱いにより、保安基準内の合格数値±5mm を超えているが、メーカー推奨する横すべり量の範囲により適合と判断した場合は、「走行テスト等の方法と結果欄」に許容値を記載することが望ましい。

[サイドスリップ特例扱いの記載例]

- 指定整備記録簿の記載例（メルセデス・ベンツ E-201024 の場合）

**検査機器等による検査**

制 動 力				前 照 灯		前部雾灯		警音器	
前	前前	右	軸重	左右差	右	左	cd	聴感・テスト デシベル	
									ppm
走行テスト 等の方法と 結果				トーイン	0° 25'	サイド・スリップ		黒煙・粒子状物質	
				キャンバー	-0° 25'	イン・アウト		視認(空ぶかし)・テスト	
				キャスト	10° 25'	mm		% m <sup>-1</sup>	

↑ コーションラベル等により各測定値が範囲内にあることを確認のうえ、走行テスト等の方法と記録欄へ記載すること。

↑ 測定値欄は、抹消すること。

**警音器**

1. 検査用機器を使用することが原則であるが、保安基準に適合していると容易に判定できる場合に限り、聴感による検査によって差し支えない。

なお、検査用機器は機器校正のためにも月に数回測定することが望ましい。

(記載例)

1. 検査機器による場合

警音器	
聴 感	（テスト） 105 デシベル

2. 聴感による場合

警音器	
（聴 感）	テスト 良 デシベル

また、聴感で良いと判断できる場合は「良」と記載すること。

## 2. 警音器の測定方法

(1) 音の大きさを測定するときは音量計又は騒音計で次により測定すること。

- ① マイクロホンの高さは車両中心線上の車の前端から7mの位置の地上0.5mから1.5mの高さで、音の大きさが最大となる高さ。(H15.12.31以前製作車は、車の前端から2mの位置の地上1mの高さで測定できる。)
- ② 聴感補正回路はA特性(H15.12.31以前製作車で、前端から2mの位置で測定の場合は、C特性で測定できる。)
- ③ 次に掲げるいずれかの方法により試験電圧を供給
  - 原動機は停止させた状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
  - 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
  - 測定場所は、おおむね平坦で周囲からの反射音による影響を受けない場所

## 3. 測定値の取扱い

- (1) 測定は2回行う。(1dB未満は切り捨て。)
- (2) 2回目の測定値の差が2dBを超える場合は無効(2回とも規定値の範囲内でない場合は有効。)
- (3) 2回の測定値の平均を音量(判定値)とする。

[記載例]

- 1回目測定値：85.6dB 2回目測定値：86.4dB

判定値： $(85 + 86) \div 2 = 85.5\text{dB}$

- (4) 暗騒音との差が3dB未満の場合は無効。
- (5) 暗騒音との差が3～9dBの場合は次の値で補正する。

[例] 暗騒音85dBの場所で自動車の警音器音が、

〈1回目〉90dBの場合その差は5dBとなる。

- 補正值は、表によりマイナス2dBであるので、88dBが測定値となる。
- 測定値90dB・・・① 暗騒音85dB・・・② 差①－②  $90 - 85 = 5\text{dB}$
- 補正值2dB 計算  $90 - 2 = 88\text{dB}$

〈2回目〉89dBの場合その差は4dBとなる。

- 補正值は、表によりマイナス2dBであるので、87dBが測定値となる。
- 測定値89dB・・・① 暗騒音85dB・・・② 差①－②  $89 - 85 = 4\text{dB}$
- 補正值2dB 計算  $89 - 2 = 87\text{dB}$  ( $88\text{dB} + 87\text{dB}$ )  $\div 2 = 87.5\text{dB}$

(単位 dB)

測定値と暗騒音の差	3	4～5	6～9
補正值	3	2	1

## 4. 適合しない例

- (1) 音が自動的に継続するもの。
- (2) 運転者席で音の大きさ、音色を容易に変更できるもの。
- (3) 音の大きさ、音色が自動的に変化するもの。

## 排気騒音、近接排気騒音

《注意事項》電気自動車についても定常走行騒音は適用

1. 保安基準第 30 条に掲げる基準に不適合となるおそれがあると認められたときは、音量計等を用いて計測すること。

なお、聴感で良と判断できる場合は「良」と記載すること。

[記載例]

(1) 検査機器による場合

排気騒音		
聴 感	( テスタ )	
8 2		デシベル

(2) 聴感による場合

排気騒音		
( 聴 感 )	テスタ	
	良	デシベル

2. 近接排気騒音（平成 28 年騒音規制車を除く）

※審査事務規程 別添 9 近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）

(1) 測定方法

- ① 原動機を最高出力時の回転数の 75%（二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるものにあつては、50%）の回転数±3%の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドルが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。

(2) 測定値の取扱い

- ① 聴感補正回路は、A 特性  
 ② 測定は 2 回行う。（1 dB 未満切り捨て。）  
 ③ 2 回の測定値の差が 2 dB を超える場合は無効。（2 回とも規制値を超えている場合は有効。）  
 ④ 2 回の測定値の平均を騒音値とする。  
 ⑤ 暗騒音との差が 3 dB 未満の場合は無効。（測定値が基準値以下は有効）

※騒音値＝測定値－補正值

- ⑥ 暗騒音との差が 3 dB 以上 10dB 未満の場合には、測定値から次表の補正值を控除するものとする。

ただし、測定値が基準値以下の場合には控除しなくてもよい。

(単位 dB)

測定値と暗騒音の差	3	4～5	6～9
補正值	3	2	1

[記載例]

- 1 回目測定値：85.6dB    2 回目測定値：86.4dB
- 判定値：(85 + 86) ÷ 2 = 85.5dB

3. 近接排気騒音（平成 28 年騒音規制車）

※審査事務規程 別添 10 近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）

《注意事項》電気自動車については、排気騒音欄は斜線を引くこと。

[記載例]

①検査機器による場合

排気騒音
聴感(テスト)
82 デシベル

②聴感による場合

排気騒音
聴感(テスト)
良 デシベル

(1) 測定方法

- ① 原動機を次表の区分に応じた回転数±5%の回転数に1秒間以上一定に保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。

区 分	原動機回転数
① 原動機の最高出力時の回転数が毎分7500回転以上の自動車	最高出力時の回転数の50%の回転数
② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるもの	
③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超え7500回転未満のもの	3750回転
④ ①から③以外の自動車	最高出力時の回転数の75%の回転数

(2) 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い

- ① 過回転防止装置を備えた自動車であって、当該装置の作動により原動機の回転数が上記表に定める回転数に達しないものについては、過回転防止装置が作動する回転数95%の回転数±100min<sup>-1</sup> (rpm)を使用するものとする。

ただし、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあつては、過回転防止装置が作動する回転数を使用するものとする。

(3) 測定値の扱い

- ① 測定は3回行い、小数第1位(小数第2位四捨五入)までの数値を測定値とする。  
ただし、測定した騒音の値の整数位(小数第1位切り上げ)までの数値が基準値以下の場合には、測定した騒音の値の整数位(小数第1位切り上げ)までの数値を測定値とすることができる。
- ② 3回の測定値の差が2dBを超える場合は無効。  
ただし、いずれの測定値も基準値を超える場合には有効。
- ③ 3回の測定値の平均の値の整数位(小数第1位四捨五入)までを騒音値とする。
- ④ 暗騒音との差が10dB未満の場合には、測定値を無効とする。  
ただし、測定値が基準値以下の場合には有効とすることができる。

[記載例]

- 1回目測定値：85.46dB    2回目測定値：86.14dB    3回目測定値：84.95dB
- 判定値：(85.5 + 86.1 + 85.0) ÷ 3 = 85.5 ⇒ 86dB
- 暗騒音との差が10dB未満の場合は無効。(測定値が基準値以下は有効)

**CO・HC**

**【CO】**

1. ガソリン・LPGを燃料とする自動車のアイドリング時のCO濃度の測定値を記載すること。

2. 軽油を燃料とする自動車の場合は、当該欄に斜線を引くこと。

(記載例)

C	O
0.5	%
H	C
4∞	2∞・特殊
150	ppm

**【HC】**

1. ガソリン・LPGを燃料とする自動車のアイドリング時のHC濃度の測定値を記載すること。

2. 検査車両に該当する原動機の種類を○で囲むこと。

3. 軽油を燃料とする自動車の場合は、当該欄に斜線を引くこと。

**黒煙・粒子状物質**

1. 軽油を燃料とする自動車のみ記載すること。(軽油以外を燃料とする自動車の場合は、当該欄に斜線を引くこと。)

**【オパシメータ測定車】**

※審査事務規程 別添 11 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法

1. 「オパシメータ測定車」は、オパシメータを使用して検査すること。

なお、黒煙・粒子状物質欄には測定値(平均値を含む)を、小数以下第3位を四捨五入して記載すること。

2. 各測定値は指定整備記録簿の測定値記入欄(余白等)に記載し、又は測定結果をプリントアウト出来るものは、その測定結果を指定整備記録簿(控)に添付すること。

[記載例]

- (1) 1回目の測定結果が閾値以下であった場合      (2) 2回目の測定結果が閾値以下であった場合      (3) 3回目測定した場合  
 下であった場合      下であった場合      平均値を記載

黒煙・粒子状物質	
視認(空ぶかし)・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">テスト</span>	%
0.25	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">m<sup>-1</sup></span>
①0.251m <sup>-1</sup>	/

黒煙・粒子状物質	
視認(空ぶかし)・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">テスト</span>	%
0.25	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">m<sup>-1</sup></span>
①0.682m <sup>-1</sup>	②0.253m <sup>-1</sup>

黒煙・粒子状物質	
視認(空ぶかし)・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">テスト</span>	%
0.73	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">m<sup>-1</sup></span>
①0.752m <sup>-1</sup>	②0.751m <sup>-1</sup> ③0.701m <sup>-1</sup>

**【黒煙測定車(オパシメータ測定車以外のディーゼル車)】**

※審査事務規程 別添 12 無負荷急加速黒煙の測定方法

1. 「黒煙測定車」は、検査用機器を使用することが原則であるが、保安基準に適合していると容易に判定できる場合に限り、視認による検査によって差し支えない。

なお、黒煙規制値(25%)が適用される自動車にあっては、視認では判断するのが難しいことから検査用機器により測定すること。(ただし、オパシメータのみを保有している事業場であって、適切な整備を前提とし、スクリーニング検査の結果、適合性判断を容易に判定可能な場合を除く。)

2. 黒煙測定器により測定した場合は、3回の平均値（整数値）を記載すること。

なお、次表の規制値欄に掲げる規制値に応じ、測定回数欄に掲げるいずれかの測定回数における測定値が測定値範囲欄に掲げる範囲内にあるときは、汚染度値欄に掲げるそれぞれの値を汚染度とすることができる。

規制値	測定回数	測定値範囲	汚染度値
25%	1回	1回目の測定値が20%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が20%以下	2回目の測定値を平均した整数値
30%	1回	1回目の測定値が25%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が25%以下	2回目の測定値を平均した整数値
35%	1回	1回目の測定値が30%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が30%以下	2回目の測定値を平均した整数値
40%	1回	1回目の測定値が35%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が35%以下	2回目の測定値を平均した整数値
50%	1回	1回目の測定値が45%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が45%以下	2回目の測定値を平均した整数値

3. 測定したときは、試験紙すべてを指定整備記録簿（控）に添付、又は各測定値を指定整備記録簿の測定値記入欄（余白等）に記載すること。

$$\frac{1\text{回} + 2\text{回} + 3\text{回}}{3} = \text{平均値(整数値) } 10.5\% \text{ (小数点以下切り捨てる)}$$

また、オパシメータによるスクリーニング判定を実施した場合は、その測定値（平均値を含む）を小数以下第3位を四捨五入して記載し、各測定値は指定整備記録簿の測定値記入欄（余白等）に記載、又は測定結果をプリントアウト出来るものは、その測定結果を指定整備記録簿（控）に添付すること。

[記載例]

- (1) 黒煙測定器を用いた場合：平均値（整数値）を記載  
 (2) 最初から視認による場合  
 (3) オパシメータを用いた場合（オパシメータ測定車と同じ）  
 (4) オパシメータを用いた測定においてスクリーニング値を超え、視認で確認した場合

黒煙・粒子状物質	黒煙・粒子状物質	黒煙・粒子状物質	黒煙・粒子状物質
視認(空ぶかし)・ <b>テスト</b> % 16 m <sup>-1</sup>	視認(空ぶかし)・ <b>テスト</b> % <b>適</b> m <sup>-1</sup>	視認(空ぶかし)・ <b>テスト</b> % 0.73 (m <sup>-1</sup> )	視認(空ぶかし)・ <b>テスト</b> % <b>適</b> m <sup>-1</sup>

※視認検査の場合は従来の視認「良」と記載も可とする。

(余白)  
 ① 0.752m<sup>-1</sup> ② 0.751m<sup>-1</sup>  
 ③ 0.701m<sup>-1</sup>

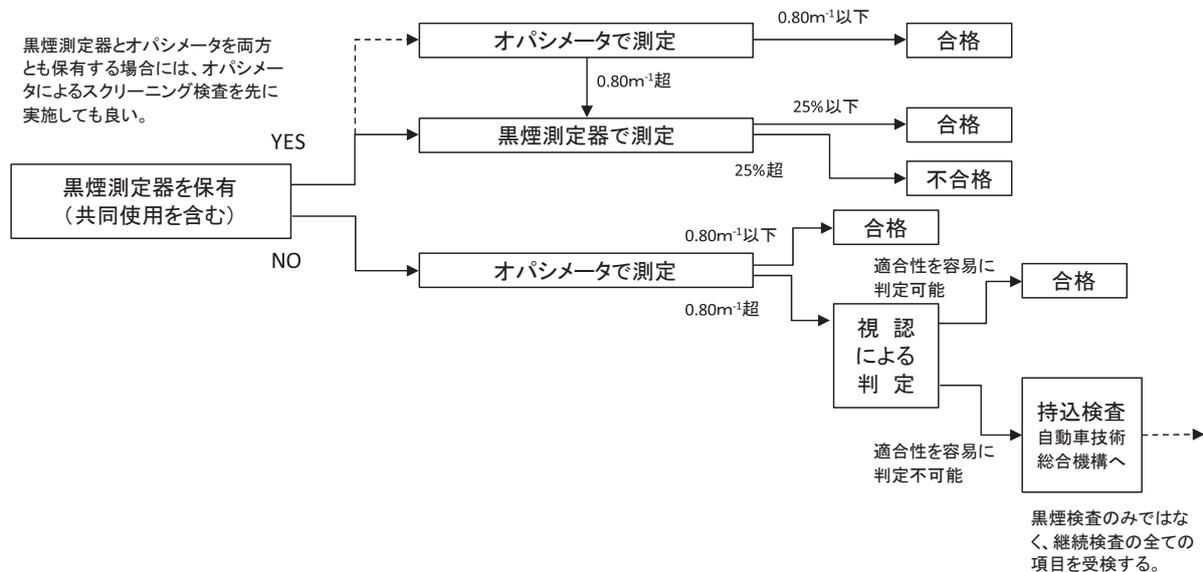
※25%規制車に限る。別途、余白に測定値を明確に記載する。

## 【整備工場における黒煙測定車の検査の流れ】

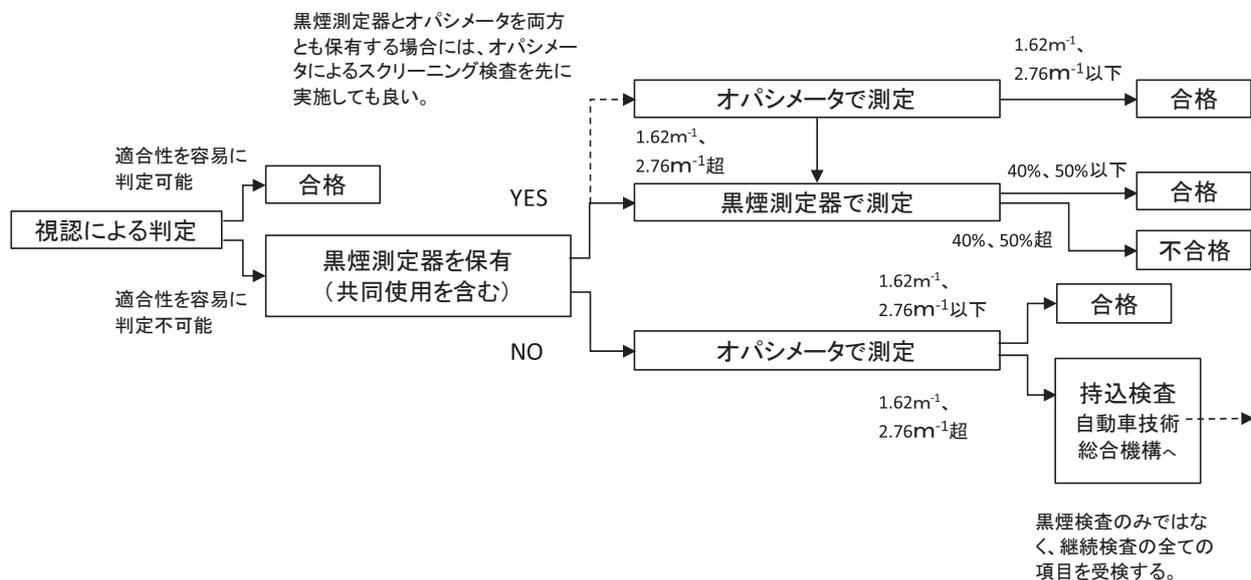
### 黒煙 25% 規制車

○黒煙 25% 規制車については、これまで原則として、視認ではなく、黒煙測定器による測定を求めてきた。

○このため、機器の使用を基本としつつ、適切な整備を前提として、視認による合格判定を可能とする。



### 黒煙 40%、50% 規制車



※黒煙測定器による判定は P223 下部の表を参照。

### OBD

1. 特定 DTC 照会アプリで「OBD 検査」を選択し、OBD 検査が必要と判定された場合は、検査用スキャンツールで検査を行う。
2. 特定 DTC 照会アプリから、OBD 検査用サーバーに照会した検査結果を確認する。【判定基準】に照らして特定故障コード等が記録されていないことを確認する。

[記載例]

OBD 検査結果
○ 良 ・ 否

【特例措置を適用した場合の記載方法】

1. 「OBD サーバーに接続できない」適用時に必要となる記録

- (1) 「OBD 検査結果」欄の「良」に○印を記載するとともに「走行テスト等の方法と結果」欄にテルテール点灯状況（点灯又は点滅していないこと）の確認結果を記載する。

[記載例]

走行テスト等の方法と結果	OBD 検査特例適用 確認日：令和●年●月●日 ○○時○○分 テルテール点灯・点滅なし
--------------	--

- (2) テルテールの点灯状況について写真又は動画で記録すること。この際、撮影日時がわかるもの（時計等）を当該写真又は動画内にあわせて記録しておく。

2. 「特定 DTC アプリのアップデートエラー」適用時に必要となる記録

- (1) 「OBD 検査結果」欄の「良」に○印を記載するとともに「走行テスト等の方法と結果」欄にテルテール点灯状況（点灯又は点滅していないこと）の確認結果を記載する。

[記載例]

走行テスト等の方法と結果	OBD 検査特例適用 特例番号：0000-000000-00 確認日：令和●年●月●日 ○○時○○分 テルテール点灯・点滅なし
--------------	---

※特例番号は「OBD コールセンター」から受領したもの。

※特例番号を複数受領した場合は、受領した全ての特例番号を記載すること。

- (2) テルテールの点灯状況について写真又は動画で記録すること。この際、撮影日時がわかるもの（時計等）を当該写真又は動画内にあわせて記録しておく。

走行テスト等の方法と結果

1. 走行テストにより測定を行ってよい車両

- (1) 2 デフの車両、大型特殊自動車及び幅、高さ、軸重（審査時車両状態）が 10 トンを超える保安基準緩和車両のうち、国の検査コースで物理的に計測できない車両。
- (2) 速度計の検出部が駆動軸以外に設けられている自動車。
- (3) 二輪車。

2. 指定整備記録簿の記載方法（制動力、スピードメーター）

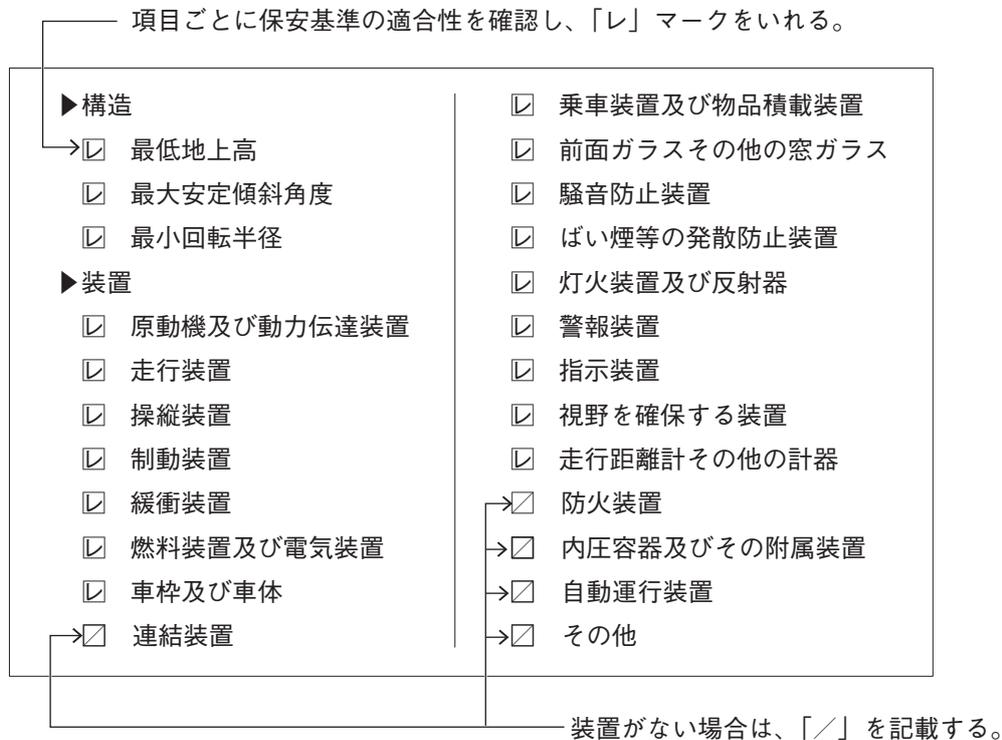
- (1) 制動力については、検査機器等による Q & A を参照（P331 ～）
- (1) スピードメーターについては、検査機器等による Q & A を参照（P332 ～）

### 3. 「目視による検査」欄

目視、点検ハンマ等を用いて行う検査結果を記載する。

- (1) 「目視等による検査の内容」(P219～)を参考に当該自動車に備えられている装置等について、目視等による検査を実施し、保安基準の適合性を確認する。
- (2) 保安基準に適合している場合には□の中へ「レ」を記載すること。

[目視による検査項目の記載例]



### 4. 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」欄

自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書より転記する。

- (1) 自動車検査証の記載事項と現車との照合を行うこと。
- (2) 登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項と現車との照合を行うこと。  
この場合、自動車登録番号等の取り付けがされていないことから、「自動車登録番号又は車両番号」、「登録（交付）年月日」及び「自動車検査証の有効期間」の各欄は斜線を引くこと。
- (3) 自動車検査証備考欄に記載されている事項を「その他」又は「余白」の欄に記載すること。書き切れない場合等には、「別紙あり」と記載し、自動車検査証のコピーに照合内容を明確に記載し、指定整備記録簿に添付すること。

- [例]
- 土砂等を運搬しない車両にあつては「土砂禁」
  - 被牽引自動車にあつては「牽引自動車の車名及び型式」
  - 燃料タンクが記載された普通貨物自動車にあつては「燃料タンクの個数及び容量」
  - 車いすを車体に固定するための装置を有する自動車にあつては「車いす固定装置付(○基)」
  - 改造自動車における改造内容
  - 道路維持作業用自動車

## 5. 「依頼者の氏名等」欄

依頼者の氏名又は名称及び住所を記載し、依頼事項欄は、依頼者の依頼・要望事項を記載すること。  
依頼事項については、法定点検を含む日常点検項目等の依頼の有無についても明記すること。

## 6. 「検査の年月日、自動車検査員の氏名」欄

検査の結果、保安基準に適合していることを判定・確認のうえ、自動車検査員が記名し、その検査完了日を記載すること。

なお、法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行った場合には、記録簿にそれぞれの自動車検査員の作業分担及び検査の年月日を記載すること。

## 7. 「保安基準適合証及び同標章番号、標章交付の有無、限定保安基準適合証の番号」欄

それぞれ該当する数字、交付の有無を記載すること。

なお、保安基準適合証を再交付したときは、再交付した保安基準適合証の交付番号を（ ）書きで追記すること。

## 8. その他注意事項

再検査を行ったときは、旧の測定値を朱抹し、再検査後の測定値を朱書きすること。

ダンプ車（土砂禁車を除く。）にあつては、その荷台容積比計算式を走行テスト等の方法と結果欄又はその付近に記載すること。

また、土砂等運搬する大型ダンプ車については使用者に「自動車技術基準適合証」の提示を求め、自重計の取り付けを確認し、当該確認した旨を記載しておくこと。

[ダンプ荷台容積比]

$$\text{最大積載量 (t) / 長さ (m) \times 幅 (m) \times 高さ (m)} = \begin{cases} \geq \text{軽、小型 } 1.3\text{t/m}^3 \\ \geq \text{普通 } 1.5\text{t/m}^3 \end{cases}$$

(※但し、荷台容積は計算後 0.1m<sup>3</sup>未満切り捨て)

$$\text{小型ダンプ車の計算例} : \frac{2}{3.10 \times 1.60 \times 0.32} = \frac{2}{1.58} = 1.33 \geq 1.3$$

制動力の記載に関して、検査機器の表示が daN である場合には、N に換算して記載すること。

$$\text{換算式 } N = \text{daN} \times 10$$

## 9. 別記・制動力の記載例等

記載例(1) 2軸車 [kg単位表示の場合]  
(自動車諸元)

乗車定員	車両重量	車両総重量	最高速度
5人	1220kg	1495kg	150km/h
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
670kg	— kg	— kg	550kg

区分	右	左	計	備考
主制動力	前輪	230kg	240kg	470kg
	後輪	180kg	160kg	340kg
駐車ブレーキ	170kg	160kg	330kg	

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に55kgを加え、前軸重欄に記載する。

[検査機器等による検査]

制動力			
前軸	前前軸	右 ① 230kg	軸重 A 左右差 ⑧ 10kg
	前前軸	左 ② 240kg	⑨ 1.4%
後軸	前後軸	右 kg	軸重 左右差 kg
	前後軸	左 kg	kg %
後軸	後前軸	右 kg	軸重 左右差 kg
	後前軸	左 kg	kg %
計	後後軸	右 ③ 180kg	軸重 B 左右差 ⑩ 20kg
	後後軸	左 ④ 160kg	⑦ ⑪ 3.7%
計	⑥ 810kg	車両重量 C ⑫ 63.5%	
手動	⑤ 330kg	⑬ 1275kg	⑬ 25.8%
走行テスト等の方法と結果	審査時車両状態の重量		

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
- ⑥～⑬は計算値を記載する。(計算例参照)
- A～Cは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前軸重に「55kg」を加えた値を記載する。
- Bは自動車検査証に記載された後軸重を記載する。
- CはA・Bを加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が40%以上であることを適用した場合。制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」(又は「W」)と記載する。

計	580kg ⑥	車両重量 C	湿(W) ⑫ 45.4%
手動	330kg ⑤	1275kg	25.8% ⑬

「審査時車両状態」とは空車状態の自動車で運転者1名(55kg)が乗車した状態及び原動機の作動中において、異常状態を表示する警告灯が点灯又は点滅していない状態であること。また、ブザー類が吹聴していない状態及び車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでない状態をいう。(以下において同じ。)

記載例(1)の2軸車 [N単位表示の場合]  
 (自動車諸元) テスタによる測定値

乗車定員	車両重量	車両総重量	最高速度
5人	1220kg	1495kg	150km/h
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
670kg	— kg	— kg	550kg

(daN) × 10 = 指定整備記録測定表への記載数値 [N]

区分	右	左	計	備考	
主制動力	前輪	2300N	2400N	4700N	
	後輪	1800N	1600N	3400N	
駐車ブレーキ	1700N	1600N	3300N		

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に55kgを加え、前軸重欄に記載する。

[検査機器等による検査]			
制 動 ↓ 力			
前 軸	前前軸	右 ① 2300N	軸重 A 左右差 ⑧ 100N
		左 ② 2400N	725kg 0.14⑨ N/kg
	前後軸	右 N	軸重 左右差 N
		左 N	kg N/kg
後 軸	後前軸	右 N	軸重 左右差 kg
		左 N	kg %
	後後軸	右 ③ 1800N	軸重 B 左右差 ⑩ 200N
		左 ④ 1600N	6.18⑦ N/kg 0.37⑪ N/kg
計	⑥ 8100N	車両重量 C 6.35⑫ N/kg	
手動	⑤ 3300N	1275kg 2.58⑬ N/kg	
走行テスト等の方法と結果		↑ 審査時車両状態の重量	

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
- ⑥～⑩は計算値を記載する。(計算例参照)
- A～Cは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前軸重に「55kg」を加えた値を記載する。
- Bは自動車検査証に記載された後軸重を記載する。
- CはA・Bを加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が3.92N/kg以上であることを適用した場合。制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」(又は「W」)と記載する。

計	⑥ 5750N	車両重量C	湿(W) ⑫ 4.50N/kg
手動	⑤ 3300N	1275kg	⑬ 25.8N/kg

「審査時車両状態」とは空車状態の自動車に運転者1名(55kg)が乗車した状態及び原動機の作動中において、異常状態を表示する警告灯が点灯又は点滅していない状態であること。また、ブザー類が吹聴していない状態及び車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでない状態をいう。(以下において同じ。)

計算例(判定例)

		計 算 式	基 準 値
主制動力の総和	⑫	$(8100N) \div (1220+55kg) = 6.35 \text{ N/kg}$	$\geq 4.90N/kg$
駐車制動力の総和	⑬	$(3300N) \div (1220+55kg) = 2.58 \text{ N/kg}$	$\geq 1.96N/kg$
後輪制動力の総和	⑦	$(3400N) \div (550kg) = 6.18 \text{ N/kg}$	$\geq 0.98N/kg$
制動力左右の差	前軸 ⑨	$(100N) \div (670+55) = 0.13 \text{ N/kg}$	$\leq 0.78N/kg$
	後軸 ⑪	$(200N) \div (550) = 0.36 \text{ N/kg}$	$\leq 0.78N/kg$

(注) 制動力の総和、駐車制動力の総和、後輪制動力の総和、制動力左右の差  
 ・ 小数第3位の数を切り捨て、小数第2位まで記載する。  
 ・ 小数第3位の数を切り上げ、小数第2位まで記載する。

記載例（２） ２軸車

【前軸の全車輪又は駐車ブレーキの全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を測定することが困難な場合】  
（自動車諸元）

乗車定員	車両重量	車両総重量	最高速度
5人	1220kg	1495kg	150km/h
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
670kg	— kg	— kg	550kg

区分	右	左	計	備考	
主制動力	前輪	190kg	200kg	390kg	左右ロック
	後輪	130kg	110kg	240kg	
駐車ブレーキ	120kg	130kg	250kg	左右ロック	

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に55kgを加え、前軸重欄に記載する。

〔検査機器等による検査〕

制動力				
前軸	前前軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑧
		190kg	全車輪ロック	10kg
	左 ②	200kg	725kg	1.4%
		前後軸	右	軸重
後軸	後前軸	左	kg	kg
		kg	kg	%
	後後軸	右	軸重 B	左右差 ⑩
		130kg	550kg	20kg
左 ④	110kg	43.6%	3.7%	
	計	⑥	車両重量 C	⑫
630kg			49.4%	
手動	全車輪ロック⑤	1275kg	19.6%	⑬
250kg				
走行テスト等の方法と結果		審査時車両状態の重量		

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。  
前軸①及び②又は⑤はロック直前の数値を記載する。  
前軸が複数の場合はそれぞれの軸のロック直前の数値を記載する。  
⑤は「全車輪ロック」又は「推進軸ロック」と記載。
- ⑥～⑬は計算値を記載する。（計算例参照）
- A～Cは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前軸重に「55kg」を加えた値を記載する。
- Bは自動車検査証に記載された後軸重を記載する。
- CはA・Bを加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- は、前軸の全車輪又は駐車ブレーキの全ての車輪がロックした場合の記載例。

「審査時車両状態」とは空車状態の自動車に運転者1名(55kg)が乗車した状態及び原動機の作動中において、異常状態を表示する警告灯が点灯又は点滅していない状態であること。また、ブザー類が吹聴していない状態及び車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでない状態をいう。（以下において同じ。）

・（参考）独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程9-3(1)①抜粋  
ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

計算例（判定例）

		計 算 式	基 準 値
主制動力の総和	⑫	$(630) \div (1220+55) \times 100 = 49.41\%$	$\geq 50\%$
駐車制動力の総和	⑬	$(250) \div (1220+55) \times 100 = 19.60\%$	$\geq 20\%$
後輪制動力の総和	⑦	$(240) \div (550) \times 100 = 43.64\%$	$\geq 10\%$
制動力左右の差	前軸 ⑨	$(10) \div (670+55) \times 100 = 1.37\%$	$\leq 8\%$
	後軸 ⑪	$(20) \div (550) \times 100 = 3.64\%$	$\leq 8\%$

（注）制動力の総和  
駐車制動力の総和  
後輪制動力の和  
制動力左右の差  
・ 小数第2位の数値を切り捨て、小数第1位まで記載する。  
・ 小数第2位の数値を切り上げ、小数第1位まで記載する。  
⑤は「全車輪ロック」又は「推進軸ロック」と記載。

記載例 (3) 被けん引自動車 (後2軸のトレーラ) [kg単位表示の場合]  
 【空車状態に運転者1名が乗車したトラクタと空車状態のトレーラとを連結した状態】  
 [検査機器等による検査]

制 動 力					
前 軸	前前軸	右	軸重	左右差	
		左	kg	kg	
	前後軸	右	kg	kg	%
		左	kg	kg	%
後 軸	後前軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑨	
		440kg	1320kg	0kg	
	左 ②	⑦	⑩		
	440kg	66.6%	0%		
後後軸	右 ③	軸重 B	左右差 ⑪		
	610kg	1490kg	10kg		
	左 ④	⑧	⑫		
	620kg	82.5%	0.7%		
計		kg	車両重量 C	%	
手動	⑤	1240kg	3540kg	⑬	
走行テスト等の方法と結果	車輪上昇時 右710kg 軸重2390kg 左右差20kg 左690kg 58.5% 0.9% 手動 1290kg 36.4% 分離 880kg 24.8% 後前軸全車輪 $\frac{27}{27}$ 後後軸全車輪 $\frac{27}{27}$				

- ①～⑥はテストの測定値を記載する。
- ⑦～⑭は計算値を記載する。(計算例参照)
- 制動力は各軸毎 (⑦・⑧) に判定する。
- A～Cは自動車検査証に記載された軸重を記載する。保安基準の細目を定める告示第172条第4項の制動装置の制動力 (分離ブレーキ) は指定整備記録簿の余白部に下表を載せ数値等を記載する。(指定整備記録簿の余白部がない時は、裏面でも可。下表についてはゴム印可。)

保安基準の細目を定める告示 第172条第4項の制動装置	制動力	kg	%
--------------------------------	-----	----	---

- は、各軸毎 (⑦・⑧) に制動力の和が50%以上ある場合の記載は不要である。
- 車軸昇降装置付の車両にあっては走行テスト等の方法と結果欄に「車軸上昇時 (又は車軸下降時)」を記載し、その状態についても測定結果等を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが漏れていると自動車検査員が判断し、制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が40%以上であることを適用した場合。制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」 (又は「W」) と記載する。

計	kg	車両重量 C	湿(W)	%
手動	⑤ 1240kg	3540kg	⑬	35.0%

保安基準の細目を定める告示 第172条第4項の制動装置	制動力	⑥ 880kg	⑭ 24.8%
--------------------------------	-----	---------	---------

計 算 式			基 準 値
駐車制動力の総和	⑬	$\frac{(1240)}{(3540)} \times 100 = 35.02\%$ 手動制動力⑤÷車両重量C	≥ 20%
後輪制動力	後前軸 ⑦	$\frac{(880)}{(1320)} \times 100 = 66.66\%$ 後前軸制動力の和①②÷後前軸重A	≥ 50%
	後後軸 ⑧	$\frac{(1230)}{(1490)} \times 100 = 82.55\%$ 後後軸制動力の和③④÷後後軸重B	≥ 50%
制動力左右の差	後前軸 ⑩	$\frac{(0)}{(1320)} \times 100 = 0\%$ 後前軸重の左右差⑨÷後前軸重A	≤ 8%
	後後軸 ⑫	$\frac{(10)}{(1490)} \times 100 = 0.67\%$ 後後軸重の左右差⑪÷後後軸重B	≤ 8%
分離ブレーキ	⑭	$\frac{(880)}{(3540)} \times 100 = 24.85\%$ 分離ブレーキ制動力の和⑥÷車両重量C	≥ 20%

(注) 制動力の総和  
 駐車制動力の総和  
 後輪制動力の和  
 制動力左右の差

} 小数第2位の数値を切り捨て、小数第1位まで記載する。  
 } 小数第2位の数値を切り上げ、小数第1位まで記載する。

記載例 (4) 被けん引自動車 (フルトレーラ) [kg 単位表示の場合]

【空車状態に運転者1名が乗車したトラクタと空車状態のフルトレーラとを連結した状態】

[検査機器等による検査]

制 動 力				
前 軸	前前軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑧
		540kg	1620kg	0kg
	前後軸	左 ②	軸重 ⑥	左右差 ⑨
		540kg	66.6%	0%
後 軸	後前軸	右	軸重	左右差
		kg	kg	kg
	後後軸	左	軸重	左右差
		kg	kg	%
計	右 ③	軸重 B	左右差 ⑩	
	700kg	1920kg	30kg	
手動	左 ④	軸重 ⑦	左右差 ⑪	
	730kg	74.4%	1.6%	
走行テスト等の方法と結果		前軸全車輪ロック	後軸全車輪ロック	

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
- ⑥～⑬は計算値を記載する。(計算例参照)  
制動力は各軸毎 (⑥・⑦) に判定する。
- A～Cは自動車検査証に記載された軸重を記載する。
- 保安基準の細目を定める告示第172条第4項の制動装置の制動力 (分離ブレーキ) は指定整備記録簿の余白部に下表を載せ数値等を記載する。  
(指定整備記録簿の余白部がない時は、裏面でも可。  
下表についてはゴム印可。)

保安基準の細目を定める告示 第172条第4項の制動装置	制動力	kg	%
--------------------------------	-----	----	---

- は、各軸毎 (⑥・⑦) に制動力の和が50%以上ある場合の記載は不要である。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが漏れていると自動車検査員が判断し、制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が40%以上であることを適用した場合制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」 (又は「W」) と記載する。

計	kg	車両重量 C	湿 (W)
手動	⑤ 1240kg	3540kg	% ⑬ 35.0%

保安基準の細目を定める告示 第172条第4項の制動装置	制動力	⑥ 880kg	⑬ 24.8%
--------------------------------	-----	------------	------------

計算例 (判定例)

			計 算 式	基 準 値
駐車制動力の総和	⑫	(1240) (3540)	手動制動力⑤÷車両重量C × 100 = 35.02%	≥ 20%
後輪制動力	前軸 ⑥	(880) (1320)	前軸制動力の和①②÷前軸重A × 100 = 66.66%	≥ 50%
	後軸 ⑦	(1230) (1490)	後軸制動力の和③④÷後軸重B × 100 = 82.55%	≥ 50%
制動力左右の差	前軸 ⑨	(0) (1320)	前軸重の左右差⑧÷前軸重A × 100 = 0%	≤ 8%
	後軸 ⑪	(10) (1490)	後軸重の左右差⑩÷後軸重B × 100 = 0.67%	≤ 8%
分離ブレーキ	⑬	(880) (3540)	分離ブレーキ制動力の和⑥÷車両重量C × 100 = 24.85%	≥ 20%

(注) 駐車制動力の総和  
後輪制動力の和  
制動力左右の差 } 小数第2位の数を切り捨て、小数第1位まで記載する。  
制動力左右の差 } 小数第2位の数を切り上げ、小数第1位まで記載する。

記載例（5） 被けん引自動車（ボートトレーラ）

〔検査機器等による検査〕

制 動 力				
前 軸	前 前 軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
	前 後 軸	左	kg	%
		kg	kg	
後 軸	後 前 軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
	後 後 軸	左	kg	%
		kg	kg	
計		車両重量		%
	kg			%
手動		kg		%
走行テスト等の方法と結果		路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確認		

主制動装置を除く制動装置において、次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

①主制動装置を省略している車両総重量750kg以下の被牽引自動車

②慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量3.5t以下の被牽引自動車

※2. 指定整備記録簿の記載要領について P70 (5) 参照

記載例（6） 補助ブレーキがある自動車（教習車等）〔N単位表示の場合〕

制 動 力				
前 軸	前 前 軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑧
		2300 (2300)N		100 (100)N
	前 後 軸	左 ②	725kg	0.14 (0.14)N/kg ⑨
		2400 (2400)N		
後 軸	後 前 軸	右	軸重	左右差
		N		N
	後 後 軸	左	kg	N/kg
		N	N/kg	N/kg
計		車両重量 C		⑫
	8100 (8100)N			6.35 (6.35)N/kg
手動		1275kg		⑬
走行テスト等の方法と結果		( ) 書きは補助ブレーキ測定値		

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。  
(補助ブレーキの測定値は括弧書きにて記載する。)
- ⑥～⑩は計算値を載する。  
(補助ブレーキの計算値は括弧書きにて記載する。)
- A～Cは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前軸重に「55kg」を加えた値を記載する。
- Bは自動車検査証に記載された後軸重を記載する。
- CはA・Bを加えた値の「検査時車両状態の重量」を記載する。

記載例（7）軸重不明車（自動車検査証に軸重が記載されていない車両）〔kg単位表示の場合〕

〔検査機器等による検査〕

制 動 力				
前 軸	前前軸	右 ① 1 6 0 0 kg	軸重 A 軸重不明 kg	左右差 ⑦ 3 0 0 kg
		左 ② 1 3 0 0 kg		8.0%以下 ⑧ %
	前後軸	右 kg	軸重 kg	左右差 kg
		左 kg		%
後 軸	後前軸	右 kg	軸重 kg	左右差 kg
		左 kg		%
	後後軸	右 ③ 1 2 0 0 kg	軸重 B 軸重不明 kg	左右差 ⑨ 2 5 0 kg
		左 ④ 1 4 5 0 kg		8.0%以下 ⑩ %
計	⑥ 5 5 5 0 kg	車両重量 C	⑪ 6 6 . 1 %	
手動	⑤ 2 0 0 0 kg	8 3 9 5 kg	⑫ 2 3 . 8 %	
走行テスト等の方法と結果		審査時車両状態の重量		

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
- ⑥～⑫は計算値を記載する。（計算例参照）
- ⑧及び⑩は基準値内の場合は「8%以下」と記載する。
- A及びBは「軸重不明」と記載する。
- Cは「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが漏れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が40%以上であることを適用した場合。  
制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」（又は「W」）と記載する。

計	3 7 8 0 kg <sup>⑥</sup>	車両重量 C	湿(W) ⑪ 4 5 . 0 %
手動	2 0 0 0 kg <sup>⑤</sup>	8 3 9 5 kg	2 3 . 8 % <sup>⑫</sup>

※検査機器等によるQ&A、Q2A2 P331参照

計算例（判定例）

計 算 式			基 準 値
主制動力の総和 ⑪	(5550kg) (8340+55kg)	制動力の計⑥÷車両重量C × 100 = 66.1±%	≧ 50%
駐車制動力の総和 ⑫	(2000kg) (8340+55kg)	制動力の計⑤÷車両重量C × 100 = 23.8±%	≧ 20%
制動力左右の差	前軸 ⑧	(1600kg) 前軸の制動力の大①×0.2 = 320 kg	(300kg) ≧ 左右差⑦
	後軸 ⑩	(1450kg) 後軸の制動力の大④×0.2 = 290 kg	(250kg) ≧ 左右差⑨

（注）制動力の総和  
駐車制動力の総和 } 小数第2位の数切り捨て、小数第1位まで記載する。

記載例（7）の2 軸重不明車（自動車検査証に軸重が記載されていない車両）〔N単位表示の場合〕  
〔検査機器等による検査〕 テスタによる測定値（daN）×10＝指定整備記録簿測定表への記載数値〔N〕

制 動 力				
前 軸	前 前 軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑦
		16000N	軸重不明	3000N
	左 ②	kg		0.78N/kg以下
	13000N	kg	⑧ N/kg	
後 軸	前 後 軸	右	軸重	左右差
		N	kg	kg
	左	N	kg	N/kg
	N	kg	N/kg	
後 軸	後 前 軸	右	軸重	左右差
		N	kg	kg
	左	N	N/kg	%
	N	N/kg	%	
計	後 後 軸	右 ③	軸重 B	左右差 ⑨
		12000N	軸重不明kg	2500N
	左 ④	N/kg	0.78N/kg以下	
	14500N	N/kg	⑩ N/kg	
計	⑥		車両重量 C	6.61 ⑪
	55500N		N/kg	
手動	⑤		2.38 ⑫	
	20000N		N/kg	
走行テスト等の方法と結果		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     審査時車両状態の重量                 </div>		

- ①～⑤はテスタの測定値を記載する。
- ⑥～⑫は計算値を記載する。（計算例参照）
- ⑧及び⑩は基準値内の場合は「0.78N/kg以下」と記載する。
- A及びBは「軸重不明」と記載する。
- Cは「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラーが漏れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が3.92N/kg以上であることを適用した場合。  
制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」（又は「W」）と記載する。

計	37870N ⑥	車両重量C	湿(W) ⑪
手動	20000N ⑤	8395kg	4.51N/kg
			⑫
			2.38N/kg

※検査機器等によるQ&A、Q2A2 P331参照

### 計算例（判定例）

		計 算 式	基 準 値
主制動力の総和	⑪	(55500N) (8340+55kg)	≥ 4.90N/kg
		制動力の計⑥÷車両重量C = 6.61± N/kg	
駐車制動力の総和	⑫	(20000N) (8340+55kg)	≥ 1.96N/kg
		手動制動力⑤÷車両重量C = 2.38± N/kg	
制動力左右の差	前軸 ⑧	(16000N) 前軸の制動力の大①×0.2 = 3200N	(3000N) ≥ 左右差⑦
	後軸 ⑩	(14500N) 後軸の制動力の大④×0.2 = 2900N	(2500N) ≥ 左右差⑨

（注）制動力の総和  
駐車制動力の総和 } 小数第3位の数値を切り捨て、小数第2位まで記載する。

記載例(8) 3軸車(前2軸) [kg単位表示の場合]

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に55kgを加え、前軸重欄に記載する。				
制 動 ↓ 力				
前 軸	前 前 軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑩
		1000kg		100kg
	左 ②	900kg	3135kg	3.2%
		⑪		
前 後 軸	右 ③	軸重 B	左右差 ⑫	
	900kg		50kg	
左 ④	850kg	2760kg	1.9%	
	⑬			
後 軸	後 前 軸	右	軸重	左右差
		kg	kg	kg
	左	kg	%	%
		%		
後 後 軸	右 ⑤	軸重 C	左右差 ⑭	
	850kg	2610kg	50kg	
左 ⑥	900kg	67.0%	2.0%	
	⑮			
計	⑧	車両重量 D	⑯	
5400kg			63.4%	
手動	⑦		⑰	
1800kg		8505kg	21.1%	
走行テスト等の方法と結果		↑ 審査時車両状態の重量		

- ①～⑦はテストの測定値を記載する。
- ⑧～⑰は計算値を記載する。(計算例参照)
- A～Dは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前前軸重に「55kg」を加えた値を記載する。
- B及びCは自動車検査証に記載された軸重を記載する。
- DはA・B・Cを加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが漏れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が40%以上であることを適用した場合。制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」(又は「W」)と記載する。

計	⑧	車両重量D	湿(W) ⑯
	3840kg	8505kg	45.1%
手動	⑦		⑰
	1800kg		21.1%

計算例(判定例)

		計 算 式		基 準 値		
主制動力の総和	⑯	(5400)	(8450+55)	≧ 50%		
		制動力の計⑧÷車両重量D × 100 = 63.49%				
駐車制動力の総和	⑰	(1800)	(8450+55)	≧ 20%		
		手動制動力⑦÷車両重量D × 100 = 21.16%				
後輪制動力の総和	⑲	(1750)	(2610)	≧ 10%		
		後軸制動力の和⑤⑥÷後軸重C × 100 = 67.04%				
制動力左右の差	前前軸	⑪	(100)	(3080+55)	2	≦ 8%
			前前軸重の左右差⑩÷前前軸重A × 100 = 3.18%			
	前後軸	⑬	(50)	(2760)	9	≦ 8%
			前後軸重の左右差⑫÷前後軸重B × 100 = 1.81%			
	後軸	⑮	(50)	(2610)	2.0	≦ 8%
			後軸重の左右差⑭÷後軸重C × 100 = 1.91%			

(注) 制動力の総和  
 駐車制動力の総和  
 後輪制動力の和  
 制動力左右の差

} 小数第2位の数値を切り捨て、小数第1位まで記載する。  
 ・ 小数第2位の数値を切り上げ、小数第1位まで記載する。

記載例 (9) 3軸車 (後2軸) [kg 単位表示の場合]

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に55kgを加え、前軸重欄に記載する。

制 動 ↓ 力				
前 軸	前 前 軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑪
		1 2 0 0 kg		2 0 0 kg
	左 ②			⑫
		1 0 0 0 kg	3 8 6 5 kg	5 . 2 %
後 軸	前 後 軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
	左			%
		kg	kg	
後 軸	後 前 軸	右 ③	軸重 B	左右差 ⑬
		1 0 0 0 kg	2 8 3 0 kg	1 0 0 kg
	左 ④		⑨	⑭
		9 0 0 kg	6 7 . 1 %	3 . 6 %
	後 後 軸	右 ⑤	軸重 C	左右差 ⑮
		5 8 0 kg	1 7 0 0 kg	3 0 kg
左 ⑥		⑩	⑯	
	5 5 0 kg	6 6 . 4 %	1 . 8 %	
計		⑧	車両重量 D	⑰
	5 2 3 0 kg			6 2 . 2 %
手動		⑦		⑱
	2 0 0 0 kg		8 3 9 5 kg	2 3 . 8 %
走行テスト等の方法と結果		↑ 審査時車両状態の重量		

- ①～⑦はテストの測定値を記載する。
- ⑧～⑱は計算値を記載する。(計算例参照)
- A～Dは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前前軸重に「55kg」を加えた値を記載する。
- B及びCは自動車検査証に記載された軸重を記載する。
- DはA・B・Cを加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが漏れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が40%以上であることを適用した場合。制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」(又は「W」)と記載する。

計	⑧	車両重量D	湿(W) ⑰
	3 7 8 0 kg	8 3 9 5 kg	4 5 . 0 %
手動	⑦		⑱
	2 0 0 0 kg		2 3 . 8 %

計算例 (判定例)

		計 算 式	基 準 値
主制動力の総和	⑰	$\frac{(5230) + (8340+55)}{(8340+55)} \times 100 = 62.29\%$	$\geq 50\%$
駐車制動力の総和	⑱	$\frac{(2000)}{(8340+55)} \times 100 = 23.82\%$	$\geq 20\%$
後輪制動力	後前軸 ⑨	$\frac{(1900)}{(2830)} \times 100 = 67.13\%$	$\geq 10\%$
	後後軸 ⑩	$\frac{(1130)}{(1700)} \times 100 = 66.47\%$	$\geq 10\%$
制動力左右の差	前軸 ⑫	$\frac{(200)}{(3810+55)} \times 100 = 5.17\%$	$\leq 8\%$
	後前軸 ⑭	$\frac{(100)}{(2830)} \times 100 = 3.53\%$	$\leq 8\%$
	後後軸 ⑯	$\frac{(30)}{(1700)} \times 100 = 1.76\%$	$\leq 8\%$

(注) 制動力の総和  
 駐車制動力の総和  
 後輪制動力の和  
 制動力左右の差

・ 小数第2位の数を切り捨て、小数第1位まで記載する。  
 ・ 小数第2位の数を切り上げ、小数第1位まで記載する。

記載例 (10) 2 輪車 [kg 単位表示の場合]

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に 5.5kg を加え、前軸重欄に記載する。

[検査機器等による検査]

制 動 力		
前 軸	① 82 kg	軸重 A 165kg
後 軸	② 90 kg	軸重 B 130kg
計	③ 172 kg	車両重量 C 295kg
		⑤ 58.3%
走行テ スト等 の方法 と結果		

- ①～②はテストの測定値を記載する。
- ③～⑤は計算値を記載する。(計算例参照)
- A～Cは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前軸重に「5.5kg」を加えた値を記載する。
- Bは自動車検査証に記載された後軸重を記載する。
- CはA・Bを加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが漏れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が40%以上であることを適用した場合。制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」(又は「W」)と記載する。

審査時車両状態の重量

計	③ 134 kg	車両重量 C 295 kg
		湿(W) ⑤ 45.4%

計算例 (判定例)

	計 算 式	基 準 値
主制動力の総和 ⑤	$\frac{(172)}{(240+55)} \times 100 = 58.3\%$ 制動力の計③ ÷ 車両重量 C × 100 = 58.3%	≥ 50%
後輪制動力 ④	$\frac{(90)}{(130)} \times 100 = 69.2\%$ 後輪制動力② ÷ 後軸重 B × 100 = 69.2%	≥ 10%

(注) 制動力の総和

後輪制動力

小数第2位の数を切り捨て、小数第1位まで記載する。

※なお、側車付二輪自動車については、次の例のとおり記載内容を追加すること。

サイドカー型

後 軸	オートバイ⑥ 70kg	軸重 B 150kg
	側車⑦ 30kg	⑧ 66.6%

【基準値】

$$(\text{⑥} + \text{⑦}) \div B \times 100 = \text{⑧} \geq 10\%$$

トライク型 (欄外余白に「トライク型」と記載する。)

後 軸	左80kg ⑨	軸重 B 240kg
	右90kg ⑩	70.8% ⑪ 左右差 4.2% ⑫

【基準値】

$$(\text{⑨} + \text{⑩}) \div B \times 100 = \text{⑪} \geq 10\%$$

$$\text{後軸左右差} \text{⑩} \div B = \text{⑫} \leq 8\%$$

(2) 駐車制動装置を備える場合 (計欄の下へ記載する。)

計	182kg	車両重量 C 315kg
		57.7%
走行テ スト等 の方 法と 結果	手動 ⑬ 70kg	⑭ 22.2%

【基準値】

$$\frac{\text{⑬}}{C} \times 100 = \text{⑭} \geq 20\%$$

(注) 後輪・側車輪制動力の和  
駐車制動力の総和  
制動力左右差

小数第2位の数を切り捨て処理し、小数第1位まで記録する  
小数第2位の数を切り上げ処理し、小数第1位まで記録する

記載例 (11) 最高速度80km/h未満で、車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車  
 (大型特殊自動車等) [kg単位表示の場合]

(自動車諸元)

乗車定員	車両重量	車両総重量	最高速度
2人	19740kg	19850kg	60km/h
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
5360kg	— kg	7230kg	7150kg

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に55kgを加え、前軸重欄に記載する。

制 動 ↓ 力				
前 軸	前前軸	右 ① 1800kg	軸重 A 左右差 ⑪ 200kg 3.7%	
		左 ② 1600kg		
	前後軸	右 kg	軸重 左右差 kg	
		左 kg		
後 軸	後前軸	右 ③ 2000kg	軸重 B 左右差 ⑬ 100kg 1.4%	
		左 ④ 1900kg		
	後後軸	右 ⑤ 1900kg	軸重 C 左右差 ⑮ 200kg 2.8%	
		左 ⑥ 1700kg		
	計	⑧ 10900kg	車両重量 D (19850)	⑰ 54.9%
	手動	⑦ 4300kg	19795kg	⑱ 21.7%
走行テスト等の方法と結果				

- ①～⑦はテストの測定値を記載する。
- ⑧～⑱は計算値を記載する。(計算例参照)
- A～Dは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前軸重に「55kg」を加えた値を記載する。
- B及びCは自動車検査証に記載された後軸重を記載する。
- Dは自動車検査証に記載された「車両総重量」の( )書きと、「審査時車両状態の重量」を併記する。

車両総重量の( )書きと  
 審査時車両状態の重量を併記

計算例 (判定例)

計 算 式			基 準 値
主制動力の総和	⑰	$\frac{(10900)}{(19850)} \times 100 = 54.9\%$	$\geq 40\%$
駐車制動力の総和	⑱	$\frac{(4300)}{(19795)} \times 100 = 21.7\%$	$\geq 20\%$
制動力左右の差	前軸 ⑫	$\frac{(200)}{(5415)} \times 100 = 3.7\%$	$\leq 8\%$
	後前軸 ⑭	$\frac{(100)}{(7230)} \times 100 = 1.4\%$	$\leq 8\%$
	後後軸 ⑯	$\frac{(200)}{(7150)} \times 100 = 2.8\%$	$\leq 8\%$

(注) 制動力の総和  
 駐車制動力の総和  
 後輪制動力の和  
 制動力左右の差

・ 小数第2位の数を切り捨て、小数第1位まで記載する。  
 ・ 小数第2位の数を切り上げ、小数第1位まで記載する。

記載例 (12) 高速ブレーキテスタによる検査 [kg 単位表示の場合]  
(自動車諸元)

乗車定員	車両重量	車両総重量	最高速度
5 人	1 1 0 0 kg	1 3 7 5 kg	1 5 0 km/h
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
6 0 0 kg	— kg	— kg	5 0 0 kg

区 分	右	左	計	備 考
主制動力	前輪	100kg	90kg	190kg 踏力10kg
	後輪	70kg	60kg	130kg 踏力15kg
駐車ブレーキ	70kg	60kg	130kg	

審査時車両状態とするため、車検証に記載されている前軸重に55kgを加え、前軸重欄に記載する。

制 動 ↓ 力			
前 軸	右	① 軸重 A 1 0 0 kg	左右差 ⑩ 6 5 5 kg 1 0 kg
	左	② 踏力 ⑥ 9 0 kg	⑫ 1 0 kg 1 . 6 %
後 軸	右	③ 軸重 B 7 0 kg	左右差 ⑬ 5 0 0 kg 1 0 kg
	左	⑤ 踏力 ⑦ 6 0 kg	⑭ 1 0 kg ⑩ 2 6 . 0 % 2 . 0 %
計	⑨ 3 2 0 kg	車両重量 C 1 1 5 5 kg	⑮ 2 7 . 7 %
手動	⑤ 1 3 0 kg	D (5 0 0) kg	⑯ 2 6 . 0 %
走行テスト等の 方法と結果	・高速ブレーキテスタ使用 ・初速度75km/h⑧ ・車両重量欄には駐車ブレーキの 作動軸重を( )で記載しています。		

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
- ⑥～⑦は初速度50km/h以上での踏力を記載する。
- ⑧は、計測器の初速度を「走行テスト等の方法と結果」欄に記載する。
- ⑨～⑯は、計算値を記載する。
- A～Dは審査時車両状態を記載する。
- Aは自動車検査証に記載された前軸重に「55kg」を加えた値を記載する。
- Bは自動車検査証に記載された軸重を記載する。
- CはA・Bを加えた値の「審査時車両状態の重量」を記載する。
- Dは審査時車両状態における駐車ブレーキの作動軸重を記載する。

審査時車両状態の重量

計算例 (判定例)

		計 算 式	基 準 値
主制動力の総和	⑮	$\frac{(320) + (1100+55)}{(320) + (1100+55)} \times 100 = 27.7\%$	$\geq 25\%$
駐車制動力の総和	⑯	$\frac{(130)}{(500)} \times 100 = 26.0\%$	$\geq 25\%$
後輪制動力の総和	⑩	$\frac{(130)}{(500)} \times 100 = 26.0\%$	$\geq 10\%$
制動力左右の差	前 軸	$\frac{(190)}{(600+55)} \times 100 = 29.0\%$	$\geq 25\%$
		$\frac{(10)}{(600+55)} \times 100 = 1.5\%$	$\leq 4.5\%$
	後 軸	$\frac{(130)}{(500)} \times 100 = 26.0\%$	$\geq 25\%$
		$\frac{(10)}{(500)} \times 100 = 2.0\%$	$\leq 4.5\%$

- (注) 乗用車・・・初速度50km/h以上で、踏力は25kg以下。  
 トラック、バス・・・初速度50km/h以上で、踏力は39kg以下。
- 制動力の総和  
 駐車制動力の総和  
 後輪制動力の 和 } 小数第2位の数を切り捨て、小数第1位まで記載する。  
 制動力左右の 差 } 小数第2位の数を切り上げ、小数第1位まで記載する。





No.	目視による検査項目	保 安 基 準	検 査 内 容
㉓	自動運行装置	第48条 自動運行装置	性能 等
㉔	その他政令で定める必要な装置	第48条の2 運行記録計 第48条の3 速度表示装置	性能 等 取付状態、色、性能、点灯順序 等
㉕	その他確認事項	その他	自重計技術基準適合証の有効期間 等 緊急自動車・道路維持作業用自動車の構造要件の確認 等

※㉔その他は車両法41条第21号を示す。

**計測表①ブレーキテスト：ニュートン単位／ヘッドライトテスト：すれ違い用前照灯**

- ①～③は、審査時車両状態を記載する。
- ④～⑤は、テストの計測値を記載する。
- ⑥～⑬は、計算値を記載する。

審査時車両状態は前軸重に 55kg を加える

検査機器等による検査 制動力欄の計測・判定値は(N)kg、前照灯の計測・判定値は(すれ違い用)走行用(いずれかに○印)で表示しています。

制 動 力			前 照 灯		前 部 霧 灯	警 音 器	
前 軸	右	① 2410 N kg	軸重 (A) 905 kg	左右差 (8) 110 kg	取付高さ 右 67 cm 左 68 cm	cd	聴感・(テスト) ① 109 デンベル
	左	② 2520 N kg		(9) 0.13 %			速度計の誤差 (+) - (-) 0.5 km/h
後 軸	右	③ 1950 N kg	軸重 (B) 600 kg	左右差 (10) 70 kg	下 (ア) 6 cm 左・右 5 cm	+	OBD検査結果
	左	④ 1880 N kg		(7) 6.38 %			(11) 0.12 %
計		⑥ 8760 N kg	車両重量 (C) 1505 kg	(12) 5.82 %	主×100 cm 副×100 cm	良・否	HC濃度(アイドリング時) (カ) 30 ppm
手 動		⑤ 3150 N kg		(13) 2.09 %	主×100 cm 副×100 cm	良・否	黒煙・粒子状物質 視認(空ぶかし)・テスト (キ) 2 mm (ク) % m <sup>-1</sup>
走行テスト等の方法と結果			日時 令和〇年〇月〇日 14時45分 場所 〇〇国道 随行者 奈良500〇1214 テスト車 随行者 テスタ指示値 40.0km/h 38.0km/h 39.5km/h		度 (ア) 80 cd 副×100 cm		サイド・スリップ (イ)・アウト (キ) 2 mm
			速度計の誤差の例		1 測定値 % m <sup>-1</sup> 2 測定値 % m <sup>-1</sup> 3 測定値 % m <sup>-1</sup>		

審査時車両状態の重量 = 車両重量に 55kg を加える

**【制動力の計算】**

制動力の和 ⑫	8,760N (1450 + 55) kg 制動力の総和⑥ ÷ 車両重量③ = 5.820N/kg ≥ 4.90N/kg
駐車制動力の和 ⑬	3,150N (1450 + 55) kg 手動制動力⑤ ÷ 車両重量③ = 2.093N/kg ≥ 1.96N/kg
後輪制動力 ⑦	(1,950 + 1,880) N 600kg 後輪制動力の和 (③+④) ÷ 後軸重⑧ = 6.383N/kg ≥ 0.98N/kg
制動力の左右差	前軸 ⑨ 110N (850 + 55) kg 前軸制動力の左右差⑧ ÷ 前軸重① = 0.121 → 0.13N/kg ≤ 0.78N/kg
	後軸 ⑪ 70N 600kg 後軸制動力の左右差⑩ ÷ 後軸重② = 0.116 → 0.12N/kg ≤ 0.78N/kg

注：判定数値について

- 基準が「以下」の場合は、小数点第3位の値を切り上げることとし、第2位まで記載する。
- 基準が「以上」の場合は、小数点第3位の値を切り捨てることとし、第2位まで記載する。

**【制動力の判定基準】**

項目	制動力の判定基準	
主制動装置 和	一般車両	制動力の総和を審査時車両状態の重量で除した値が 4.90N/kg 以上 後車輪の制動力の和を審査時車両状態の当該軸重で除した値が 0.98N/kg 以上
	トレーラ	制動力の和を審査時車両状態の当該軸重で除した値が 4.90N/kg 以上
	車両総重量 車両重量 ≤ 1.25 (最高速度 80km/h 未満)	制動力の総和を車両総重量で除した値が 3.92N/kg 以上
	左右差	左右の制動力の差を審査時車両状態の当該車軸で除した値が 0.78N/kg 以下
駐車ブレーキ		
トレーラの緊急ブレーキ (分離ブレーキ)	制動力の総和を審査時車両状態の重量で除した値が 1.96N/kg 以上	

ア・カットオフの調整位置（カットオフ有り・カッコ内は測定位置 前方10m）

エルボー点の位置	照明部の中心の高さ	
	1m以下	1mを超え
垂直位置の範囲は照明部の中心を通る水平面より	下方0.11度から下方0.86度の間 (下方2cmから下方・15cm)	下方0.41度から下方1.16度の間 (下方7cmから下方・20cm)
水平位置の範囲は照明部の中心を含みかつ車両中心線と平行な鉛直線より	左右1.55度(左右27cm)	

・光度の判定（カッコ内は測定位置 前方10m）

照明部の中心高さ		光 度
1m以下	1mを超え	
下方0.6度・左方1.3度 (下方11cm・左方23cm)	下方0.9度・左方1.3度 (下方16cm・左方23cm)	6,400cd以上

イ（前方7m93～112デジベル 前方2m90～115デジベル-15.12.31）（16.1.1～前方7m87～112デジベル）

ロ 判定は [31.0km/h ≤ テスタ指示値 ≤ 44.4km/h] (-44 ~ +90) : 平成18年12月31日までに製作された自動車  
[31.0km/h ≤ テスタ指示値 ≤ 42.5km/h] (-25 ~ +90) : 平成19年1月1日以降に製作された自動車

エ 第30条 騒音防止装置

■使用過程車の近接排気騒音基準

〔規制年ごとの近接排気騒音の適用と規制値〕（単位：dB）

自動車の種別		10年以前	10年規制	11年規制	12年規制	13年規制
定員10人以下の乗用車を除く	総重量3.5トン超で150kW超	全輪駆動車、トラクタ、クレーン車		107		99
		貨物車		107		99
		バス		107	99	
	総重量3.5トン超で150kW以下	全輪駆動車、トラクタ、クレーン車		105		98
		貨物車		105		98
		バス		105		98
総重量3.5トン以下で1.7トン超		103		97		
総重量1.7トン以下		103		97		
軽自動車	ボンネットバン		103		97	
	キャブオーバー		103		97	
定員10人以下の乗用車（普通、小型、軽）	後部にエンジン	定員7人以上		103		100
		定員6人以下		103		100
	後部以外にエンジン	定員7人以上		103		96
		定員6人以下		103		96

オ 【アイドリング状態による一酸化炭素の検査】

規制値	対象自動車	検査開始等時期
4.5%	普通自動車・小型自動車・軽自動車	[平成10年規制前]
1% (4サイクル)	普通・小型自動車 [GA、GBを除く2桁・3桁型式]	[平成10年規制] 新車... 平成10年10月1日
2% (4サイクル)	軽自動車 (2桁・3桁型式)	継続生産車... 平成11年9月1日 輸入車... 平成12年4月1日
4.5% (2サイクル)	普通自動車・小型自動車・軽自動車	平成12年4月1日
4.5%	小型二輪自動車 (2桁型式)	[平成11年規制] 新車... 平成11年10月1日 継続生産車... 平成12年9月1日 輸入車... 平成13年4月1日
3.0%	小型二輪自動車 (3桁型式)〔令和2年規制を除く〕	[平成19年規制] 新車... 平成19年10月1日 継続生産車・輸入車... 平成20年9月1日
1.0%	大型特殊自動車 (3桁型式)	[令和2年規制] 新車... 令和2年12月1日 継続生産車・輸入車... 令和4年11月1日
0.5%	小型二輪自動車 (型式：SBL)	[令和2年規制] 新車... 令和2年12月1日 継続生産車・輸入車... 令和4年11月1日

カ 【アイドリング状態による炭化水素の検査】

規制値	対象自動車	検査開始等時期
1200ppm(4サイクル) 7800ppm(2サイクル) 3300ppm(特殊エンジン)	普通自動車・小型自動車・軽自動車	[平成10年規制前]
300ppm(4サイクル)	普通・小型自動車 [GA、GBを除く2桁・3桁型式]	[平成10年規制] 新車... 平成10年10月1日 継続生産車... 平成11年9月1日 輸入車... 平成12年4月1日
500ppm(4サイクル)	軽自動車 (2桁・3桁型式)	継続生産車... 平成11年9月1日 輸入車... 平成12年4月1日
7800ppm(2サイクル)	普通自動車・小型自動車・軽自動車	平成12年4月1日
2000ppm(4サイクル)	小型二輪自動車 (型式：BC)	[平成11年規制] 新車... 平成11年10月1日 継続生産車... 平成12年9月1日 輸入車... 平成13年4月1日
7800ppm(2サイクル)	小型二輪自動車 (型式：BD)	[平成11年規制] 新車... 平成11年10月1日 継続生産車... 平成12年9月1日 輸入車... 平成13年4月1日
1000ppm	小型二輪自動車 (3桁型式)	[平成19年規制] 新車... 平成19年10月1日 継続生産車・輸入車... 平成20年9月1日
500ppm	大型特殊自動車 (3桁型式)	[平成19年規制] 新車... 平成19年10月1日 継続生産車・輸入車... 平成20年9月1日

キ（5mm以内）

ク ●オパシメータ測定車は、オパシメータにより検査

オパシメータ測定車（大型特殊自動車を除く、次の①～④のディーゼル車）	規制値	閾値
	光吸収係数	光吸収係数
①3桁の排ガス識別記号であって1桁目がL、M、R、S、F、Q、T、Y、2～7が付されているもの	0.50m <sup>-1</sup>	0.40m <sup>-1</sup>
②排ガス識別記号が無い車両であって、平成21年以降の排ガス規制の適用を受けたもの ・検査証の備考欄に平成21年以降の排ガス規制の適合した旨の記載があるもの ・H22.9.1以降に製作されたもの (総重量1.7トン超～2.5トン以下のトラック・バス等にあつてはH23.9.1以降) (総重量3.5トン超～12トン以下のトラック・バス等にあつてはH23.10.1以降)		
③検査証に記載されている型式指定番号が「16000」番以降のもの(注①、②の車を除く)	0.80m <sup>-1</sup>	0.64m <sup>-1</sup>
④検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されたもの(注①、②の車を除く)		

●黒煙測定車は、黒煙測定器又はオパシメータにより検査

黒煙測定車(オパシメータ測定車以外のディーゼル車)	規制値	スクリーニング値	閾値	
	黒煙による汚染度 (黒煙測定器を使用する場合)	光吸収係数 (オパシメータを使用する場合)		
普通	黒煙50%規制車(下記車両を除く ※注)	50%	2.76m <sup>-1</sup>	2.20m <sup>-1</sup>
小型	黒煙40%規制車(識別記号:KA、KB、KC、KD)	40%	1.62m <sup>-1</sup>	1.29m <sup>-1</sup>
	黒煙25%規制車(識別記号:KE以降、3桁のもの)	25%	0.80m <sup>-1</sup>	0.64m <sup>-1</sup>
大型特殊	定格出力が19kW以上37kW未満である原動機	40%	1.62m <sup>-1</sup>	1.29m <sup>-1</sup>
	定格出力が37kW以上56kW未満である原動機	35%	1.27m <sup>-1</sup>	1.01m <sup>-1</sup>
	定格出力が56kW以上75kW未満である原動機	30%	1.01m <sup>-1</sup>	0.80m <sup>-1</sup>
	定格出力が75kW以上560kW未満である原動機	25%	0.80m <sup>-1</sup>	0.64m <sup>-1</sup>

※注：排ガス識別記号が無い車両は、製作日から規制値の確認が必要。

**計測表②ブレーキテスト：キログラム単位／ヘッドライトテスト：走行用前照灯**

- ①～③は、審査時車両状態を記載する。
- ④～⑤は、テストの計測値を記載する。
- ⑥～⑬は、計算値を記載する。

審査時車両状態は前軸重に 55kg を加える

検査機器等による検査 制動力欄の計測・判定値は、N(kg) 前照灯の計測・判定値は、すれ違い用(走行用)いずれかに○印)で表示しています。

制 動 力				前 照 灯		前 部 霧 灯		警 音 器	
前 軸	右	① 240 N/kg	軸重 (A) 905 kg	左右差 (8) 1.0 N/kg	取付高さ 右 67 cm 左 68 cm	良 cd		聴感・(テスト) ① 109 デンベル	
	左	② 250 N/kg		⑨ 1.1 N/kg		速度計の誤差 + - ④ 0.5 km/h		排気騒音	
後 軸	右	③ 200 N/kg	軸重 (B) 600 kg	左右差 (10) 1.0 N/kg	光 下 (ア) 10 cm 左・右 (イ) 5 cm	+ - ④ 0.5 km/h		聴感・(テスト) ② 85 デンベル	
	左	④ 190 N/kg	⑦ 65.0 %	⑪ 1.7 N/kg		OBD検査結果		CO濃度(アイドリング時)	
計		⑥ 880 N/kg	車両重量 (C) 1505 kg	⑫ 58.4 %	左・右 (イ) 5 cm 右 (イ) 10 cm		(良) ・ 否	HC濃度(アイドリング時)	
手 動		⑤ 330 N/kg		⑬ 21.9 %	主×100 (ウ) 850 cd 副×100		(良) ・ 否	4~2~特殊 (キ) %	
走行テスト等の方法と結果		日時 令和〇年〇月〇日 14時45分 場所 〇〇国道 随行車 奈良500〇1214 テスト車 随行車 テスタ指示値 40.0km/h 38.0km/h 39.5km/h			主×100 (ウ) 850 cd 副×100		サイド・スリップ (ケ) (イン)・アウト 2 mm	黒煙・粒子状物質 (ク) ppm	
		速度計の誤差の例			測定値 0.701 % (m <sup>-1</sup> )		測定値 0.732 % (m <sup>-1</sup> )	測定値 0.731 % (m <sup>-1</sup> )	

審査時車両状態の重量＝車両重量に 55kg を加える

**【制動力の計算】**

制動力の和 ⑫	880N (1450 + 55) kg 制動力の総和⑥÷車両重量③×100 = 58.47% ≥ 50%
駐車制動力の和 ⑬	330kg (1450 + 55) kg 手動制動力⑤÷車両重量③×100 = 21.92% ≥ 20%
後輪制動力 ⑦	(200 + 190) kg 600kg 後輪制動力の和 (③+④) ÷後軸重⑧×100 = 65.00% ≥ 10%
制動力の左右差	前軸 ⑨ 10kg (850 + 55) kg 前軸制動力の左右差⑧÷前軸重①×100 = 1.10 → 1.1% ≤ 8%
	後軸 ⑪ 10kg 600kg 後軸制動力の左右差⑩÷後軸重②×100 = 1.66 → 1.7% ≤ 8%

注：判定数値について

- 基準が「以下」の場合は、小数点第2位の値を切り上げることとし、第1位まで記載する。
- 基準が「以上」の場合は、小数点第2位の値を切り捨てることとし、第1位まで記載する。

**【制動力の判定基準】**

項目	制動力の判定基準	
主制動装置 和	一般車両	制動力の総和：審査時車両状態の重量の 50% 以上 後車輪の制動力の和：審査時車両状態の後軸重の 10% 以上
	トレーラ	制動力の和：審査時車両状態の後軸重の 50% 以上 (注3)
	車両総重量 車両重量 ≤ 1.25 (最高速度 80km/h 未満)	制動力の総和：車両総重量の 40% 以上
	左右差	審査時車両状態の車軸の 8% 以下
駐車ブレーキ		
トレーラの緊急ブレーキ (分離ブレーキ)	制動力の総和：審査時車両状態の重量の 20% 以上	

上	下
10cm以下	取付高さの1/5以下

上向きの場合は「下」を打ち消し、「上」と記入する。

左		右	
左27cm以内	右27cm以内	左27cm以内	右27cm以内

- ④ 4灯式で主・副同時点灯の場合、主で12,000cd以上不足の場合、主+副=15,000以上  
 4灯式で主・副単独点灯の場合及び2灯式主で15,000以上

⑤ (前方7m93~112デジベル 前方2m90~115デジベル-15.12.31) (16.1.1~前方7m87~112デジベル)

⑥ 判定は〔31.0km/h ≤ テスタ指示値 ≤ 44.4km/h〕 (-44 ~ +90) : 平成18年12月31日までに製作された自動車  
 〔31.0km/h ≤ テスタ指示値 ≤ 42.5km/h〕 (-25 ~ +90) : 平成19年1月1日以降に製作された自動車

⑦ 第30条 騒音防止装置

■使用過程車の近接排気騒音基準

〔規制年ごとの近接排気騒音の適用と規制値〕 (単位: dB)

自動車の種別		10年以前	10年規制	11年規制	12年規制	13年規制
定員10人以下の乗用車を除く	総重量3.5トン超で150kW超	全輪駆動車、トラクタ、クレーン車		107		99
		貨物車		107		99
		バス		107	99	
	総重量3.5トン超で150kW以下	全輪駆動車、トラクタ、クレーン車		105		98
		貨物車		105		98
		バス		105		98
総重量3.5トン以下で1.7トン超		103		97		
総重量1.7トン以下		103		97		
定員10人以下の乗用車(普通、小型、軽)	軽自動車	ボンネットバン		103		97
		キャブオーバー		103		97
	後部にエンジン	定員7人以上	103		100	
		定員6人以下	103		100	
後部以外にエンジン	定員7人以上	103		96		
	定員6人以下	103		96		

⑧ [アイドリング状態による一酸化炭素の検査]

規制値	対象自動車	検査開始等時期
4.5%	普通自動車・小型自動車・軽自動車	[平成10年規制前]
1% 〔4サイクル〕	普通・小型自動車 〔GA、GBを除く2桁・3桁型式〕	[平成10年規制] 新製車... 平成10年10月1日
2% 〔4サイクル〕	軽自動車 〔2桁・3桁型式〕	継続生産車... 平成11年9月1日
4.5% 〔2サイクル〕	普通自動車・小型自動車・軽自動車	輸入車... 平成12年4月1日
4.5%	小型二輪自動車 〔2桁型式〕	[平成11年規制] 新製車... 平成11年10月1日 継続生産車... 平成12年9月1日 輸入車... 平成13年4月1日
3.0%	小型二輪自動車 〔3桁型式〕 (令和2年規制を除く)	[平成19年規制] 新製車... 平成19年10月1日 継続生産車・輸入車... 平成20年9月1日
1.0%	大型特殊自動車 〔3桁型式〕	[令和2年規制] 新製車... 令和2年12月1日 継続生産車・輸入車... 令和4年11月1日
0.5%	小型二輪自動車 〔型式: 8B1〕	[令和2年規制] 新製車... 令和2年12月1日 継続生産車・輸入車... 令和4年11月1日

⑨ [アイドリング状態による炭化水素の検査]

規制値	対象自動車	検査開始等時期
1200ppm(4サイクル) 7800ppm(2サイクル) 3300ppm(特殊エンジン)	普通自動車・小型自動車・軽自動車	[平成10年規制前]
300ppm(4サイクル)	普通・小型自動車 〔GA、GBを除く2桁・3桁型式〕	[平成10年規制] 新製車... 平成10年10月1日 継続生産車... 平成11年9月1日 輸入車... 平成12年4月1日
500ppm(4サイクル)	軽自動車 〔2桁・3桁型式〕	平成11年9月1日 輸入車... 平成12年4月1日
7800ppm(2サイクル)	普通自動車・小型自動車・軽自動車	[平成11年規制] 新製車... 平成11年10月1日 継続生産車... 平成12年9月1日 輸入車... 平成13年4月1日
2000ppm(4サイクル)	小型二輪自動車 〔型式: BC〕	[平成19年規制] 新製車... 平成19年10月1日 継続生産車... 平成20年9月1日 輸入車... 平成21年4月1日
7800ppm(2サイクル)	小型二輪自動車 〔型式: BD〕	[平成19年規制] 新製車... 平成19年10月1日 継続生産車... 平成20年9月1日 輸入車... 平成21年4月1日
1000ppm	小型二輪自動車 〔3桁型式〕	[平成19年規制] 新製車... 平成19年10月1日 継続生産車... 平成20年9月1日 輸入車... 平成21年4月1日
500ppm	大型特殊自動車 〔3桁型式〕	[平成19年規制] 新製車... 平成19年10月1日 継続生産車... 平成20年9月1日 輸入車... 平成21年4月1日

⑩ (5mm以内)

⑪ ●オパシメータ測定車は、オパシメータにより検査

オパシメータ測定車 (次の①~④のディーゼル車)	規制値	閾値
	光吸収係数	光吸収係数
①3桁の排ガス識別記号であって1桁目がL、M、R、S、F、Q、T、Y、2~7が付されているもの	0.50m <sup>-1</sup>	0.40m <sup>-1</sup>
②排ガス識別記号が無い車両であって、平成21年以降の排ガス規制の適用を受けたもの ・検査証の備考欄に平成21年以降の排ガス規制の適合した旨の記載があるもの ・H22.9.1以降に製作されたもの (総重量1.7トン超~2.5トン以下のトラック・バス等にあつてはH23.9.1以降) (総重量3.5トン超~12トン以下のトラック・バス等にあつてはH23.10.1以降)		
③検査証に記載されている型式指定番号が「16000」番以降のもの(注①、②の車を除く)	0.80m <sup>-1</sup>	0.64m <sup>-1</sup>
④検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されたもの(注①、②の車を除く)		

●黒煙測定車は、黒煙測定器又はオパシメータにより検査

黒煙測定車(オパシメータ測定車以外のディーゼル車)	規制値	スクリーニング値	閾値
	黒煙による汚染度 (黒煙測定器を使用する場合)	光吸収係数 (オパシメータを使用する場合)	
普通・小型	黒煙50%規制車(下記車両を除く ※注)	2.76m <sup>-1</sup>	2.20m <sup>-1</sup>
	黒煙40%規制車(識別記号:KA、KB、KC、KD)	1.62m <sup>-1</sup>	1.29m <sup>-1</sup>
	黒煙25%規制車(識別記号:KE以降、3桁のもの)	0.80m <sup>-1</sup>	0.64m <sup>-1</sup>
大型特殊	定格出力が19kW以上37kW未満である原動機	1.62m <sup>-1</sup>	1.29m <sup>-1</sup>
	定格出力が37kW以上56kW未満である原動機	1.27m <sup>-1</sup>	1.01m <sup>-1</sup>
	定格出力が56kW以上75kW未満である原動機	1.01m <sup>-1</sup>	0.80m <sup>-1</sup>
	定格出力が75kW以上560kW未満である原動機	0.80m <sup>-1</sup>	0.64m <sup>-1</sup>

※注: 排ガス識別記号が無い車両は、製作日から規制値の確認が必要。





## 2. 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証 における記載事項の訂正方法について

事 務 連 絡

平成28年3月15日

近畿運輸局自動車技術安全部整備課長

標記については、社会通念上一般的な訂正方法であれば認めることとし、訂正に使用する印鑑は事業者印とします。

なお、社会通念上一般的な訂正方法例を下記のとおり示しますので、業務の参考とされますようお願いいたします。

### 記

1. 訂正箇所には二重線を引き、その付近に正しい文言を記載し、訂正箇所ごとに訂正印を押印。
2. 訂正箇所には二重線を引き、その付近に正しい文言を記載し、余白部に削除及び加入文字数を記載のうえ、訂正印を押印。

### 3. 保安基準適合証、適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いと記載要領

(継続検査の例)

限定の場合のみ限を○で囲むこと  
 指定整備取扱規程により定めた印鑑(朱肉による)を使用し押印すること。  
 但し、控えには押印しないこと(訂正の場合を除く)。

検査員印押印のこと

暦年又は年度毎の一連番号を打つこと。  
 (年末は調整)再交付の場合は、番号付近に「再交付」と「旧番号」を1葉毎に朱書きする。

事業者名称と事業場名称が同じ場合は1つでよい。

氏名は検査員自ら署名すること。

現車のとおり又は車検証のとおり書くこと。  
 ※職権打刻の記載方法はP233

保安基準適合証 限定保安基準適合証 No. 340 の再交付 番号 345 令和7年6月7日交付	
指定自動車整備事業者の氏名又は名称	○△オートサービス株式会社 ○△オートサービス株式会社 南営業所
事業場の名称及び所在地	大阪市住之江区南港町6-5-3
次の自動車	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 次の自動車の整備に係る部分
検査の年月日	令和7年6月7日 外1名
自動車検査員の氏名	南港進 印
自動車登録番号又は車両番号	なにわ510 さ1111
車台番号	NKS22-271471
使用者	氏名又は名称: 南港太朗 住所: 大阪市住之江区南港町5の3
乗車定員	5人 最大積載量: — kg
用途	乗用 車両総重量: 1015kg
保険期間	令和5年6月16日から令和9年6月16日まで

指定番号	123456789
近指大第4700号	
土砂等運搬大型ダンプ車	
自重計技術基準適合証確認済	
最終の検査申請日	7年6月16日
保険証明書番号を記入	保険会社名を略称により記入
証明書番号	113-12345
113-67890	東海日動
	三井住友
走行距離計表示値	17800km mile
軽自動車の場合	
北港次郎 印	

最初の保険証明書の最初の年月日を入れる。

最終の保険証明書の最終の年月日を入れる。

実走行距離ではなく、走行距離計に表示されている数値を記入するため新品のメーターに交換した場合は、「0」00kmと記入する。

保安基準適合標章
令和7年6月7日から
6月 21日まで
自動車登録番号又は車両番号
なにわ510 さ1111
【印字要領】

表面

複数検査員による検査実施の場合外○名分記入する。

印紙を貼付しないこと。貼付はP345を参照すること。

有効期間起算日は黒ボールペンで記入する。(検査年月日と同じ)

適合標章の有効期限が満了する日の所定のゴム印又はプリンタを用いて赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。

黒サインペンで記入する。(ナンバープレートと同様式で書く。)

短辺(日本産業規格A列6番)

記載例〔中古新規〕

〔※現車提示が省略可能なもの〕

人の運送の用に供する自動車（乗合自動車、幼児専用車、三輪小型、特種自動車、大型特殊自動車を除く。）及び小型貨物自動車のうち、最大積載量が1トン以下であり、かつ車体の形状が「バン」又は「三輪バン」（軽自動車）（軽自動車）にあつては、自動車検査証返納証明書の交付を受けたものに限る）

保安基準適合証  
限定保安基準適合証

〔保〕  
〔限〕

番号 3  
この部分は記載しない

令和〇〇年〇〇月〇〇日交付

指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	○△自動車整備株式会社 ○△自動車整備株式会社西営業所 大阪市大正区浜町1の2の3		印 ○△株
次の自動車 〔保〕 次の自動車の整備に係る部分 〔限〕 検査の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪太郎		印 大
自動車登録番号又は車両番号	ECX562-189346		
車台番号	山田太郎		
使用 氏名又は名称	大阪市西区靱本町2の3		
乗車定員	5人	最大積載量	— kg
用途	乗用	車両総重量	1015 kg
保険期間	年 月 日	日から令和 年 月 日まで	

- 注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。  
2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。  
(新使用者の氏名又はは名称) (新使用者の住所)

記載例〔予備検査〕

〔※現車提示が省略可能なもの〕

人の運送の用に供する自動車（乗合自動車、幼児専用車、三輪小型、特種自動車、大型特殊自動車を除く。）及び小型貨物自動車のうち、最大積載量が1トン以下であり、かつ車体の形状が「バン」又は「三輪バン」（軽自動車）（軽自動車）にあつては、自動車検査証返納証明書の交付を受けたものに限る）

保安基準適合証  
限定保安基準適合証

〔保〕  
〔限〕

番号 4  
この部分は記載しない

令和〇〇年〇〇月〇〇日交付

指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	○△自動車整備株式会社 ○△自動車整備株式会社西営業所 大阪市大正区浜町1の2の3		印 ○△株
次の自動車 〔保〕 次の自動車の整備に係る部分 〔限〕 検査の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪太郎		印 大
自動車登録番号又は車両番号	ECX562-189346		
使用 氏名又は名称	山田太郎		
住所	大阪市西区靱本町2の3		
乗車定員	5人	最大積載量	— kg
用途	乗用	車両総重量	1015 kg
保険期間	年 月 日	日から令和 年 月 日まで	

- 注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。  
2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。  
(所有者の氏名又はは名称) (所有者の住所)

記載例 [中古新規・予備]

[※現車提示が省略することができない中古新規車両]

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>指 定 番 号</b> 近指大第2500号         </div>	
<div style="font-size: 2em; color: magenta; border: 1px solid magenta; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">             中           </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>最終の検査申請日</b> 年 月 日         </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>証明書番号</b> 保険会社         </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>総走行距離</b> 110000 Km Mile         </div>	

<b>保 限</b>	
番号 3	令和〇〇年〇〇月〇〇日交付
指定整備自動車 〇△自動車整備株式会社	〇△自動車整備株式会社
次御者の氏名又は名称 〇△自動車整備株式会社	西営業所 印 〇△株
事業場の名称及び所在地 大阪市大正区浜町1の2の3	
次御者の自動車検査の年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	大 阪 太 郎 印
自動車検査員の氏名 大 阪 太 郎	
自動車登録番号又は車両番号 FEC512-189346	
使用者 氏名又は名称 山 田 太 郎	
住 所 大阪市西区靱本町2の3	
乗車定員 2 人	最大積載量 1,500 kg
用 途 貨 物	車両総重量 3,450 kg
保険期間 年 月 日から令和 年 月 日まで	

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。  
 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

[限定自動車検査証の交付を受けた継続検査車両]

番号 7

令和〇〇年〇〇月〇〇日交付

**保安基準適合証**  
**限定保安基準適合証**

指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	○△自動車整備株式会社 ○△自動車整備株式会社西営業所 大阪市大正区湊町1の2の3		印 ○△(株)
「保」次の自動車 「限」次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 令和〇〇年〇〇月〇〇日		大阪太郎
自動車検査員の氏名	大阪太郎		
自動車登録番号又は車両番号	大阪56小8028		
車台番号	EXC562-189346		
使用者 氏名又は名称	山田太郎		
	住所	大阪市西区靱本町2の3	
乗車定員	人	最大積載量	kg
		車両総重量	kg
用途			
保険期間	年 月 日	から	令和 年 月 日まで

- 注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。  
2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

(予備検査の場合は  
所有者の氏名又は名称)

(予備検査の場合は  
所有者の住所)

[限定自動車検査証の交付を受けた  
中古新規検査車両又は予備検査車両]

番号 8

令和〇〇年〇〇月〇〇日交付

**保安基準適合証**  
**限定保安基準適合証**

指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	○△自動車整備株式会社 ○△自動車整備株式会社西営業所 大阪市大正区湊町1の2の3		印 ○△(株)
「保」次の自動車 「限」次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 令和〇〇年〇〇月〇〇日		大阪太郎
自動車検査員の氏名	大阪太郎		
自動車登録番号又は車両番号	EXC562-189346		
使用者 氏名又は名称	山田太郎		
	住所	大阪市西区靱本町2-3	
乗車定員	人	最大積載量	kg
		車両総重量	kg
用途			
保険期間	年 月 日	から	令和 年 月 日まで

- 注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。  
2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

(予備検査の場合は  
所有者の氏名又は名称)

(予備検査の場合は  
所有者の住所)

## 4. 保安基準適合証等の車台番号の記載方法について

事務連絡  
平成29年12月12日

近畿運輸局自動車技術安全部整備課長

### 保安基準適合証等の車台番号の記載方法について

標記については、平成27年3月24日付け事務連絡により取り扱っているところであるが、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項、第94条の5の2第2項に基づき保安基準適合証又は限定保安基準適合証（以下「適合証等」という。）の交付に代えて、当該適合証等に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合（以下「電子適合証」という。）において、従前の取扱いによる車台番号の記載方法では不具合を生じることが判明した。

このことから、下記のとおり当該事務連絡を見直すこととしたので遺漏なきよう取り扱われたい。また、自動車検査員研修等の機会を捉えて周知されたい。

### 記

1. 適合証等の車台番号欄の記載は、完成検査を実施した車両（以下「現車」という。）の車台番号打刻のとおり記載する方法又は自動車検査証（以下「車検証」という。）のとおり記載する方法とする。なお、次の記載方法についても可能とする。
  - (1) 車台番号が職権による打刻の場合
    - ① 現車の車台番号打刻のとおり記載する場合において、神戸運輸監理部又は運輸支局（以下「支局等」という。）を示す符号の現車の打刻字体が変字体であって、変字体での記載が困難な場合にあっては車検証記載字体での記載とすることができる。
    - ② 車検証のとおり記載する場合において、支局等を示すコード番号に続けて一連番号を記載する方法とすることができる。
  - (2) 現車の車台番号に始めと終わりを示す記号等が打刻されている場合や2段に打刻されている場合、いずれの場合も車検証のとおり記載とすることができる。
  - (3) 現車の車台番号にはハイフン（－）等の打刻があるにもかかわらず車検証にその記載がない場合や現車の車台番号にはハイフン（－）等の打刻がないにもかかわらず車検証にその記載がある場合は、いずれの場合であっても車検証のとおり記載とすることができる。
2. 電子適合証の車台番号欄の記載は、車検証のとおり入力する。この場合において、車台番号が職権による打刻の場合は、支局等を示すコード番号に続けて一連番号を入力する。

記載例

現 車	自動車検査証	保安基準適合証	電子適合証
国-123456	国[01]123456	国-123456	01123456
		国123456	
		国[01]123456	
		01123456	
申1234申	神[42]1234神	申1234申	421234
		神1234神	
		神[42]1234神	
		421234	
$\begin{matrix} 3 \\ \text{申} 1 2 \times 4 \text{ 申} \end{matrix}$		$\begin{matrix} 3 \\ \text{申} 1 2 \times 4 \text{ 申} \end{matrix}$	
FK425E-12345	FK425E12345	FK425E-12345	FK425E12345
		FK425E12345	
WDB2020261A234567	WDB2020261A-234567	WDB2020261A234567	WDB2020261A-234567
		WDB2020261A-234567	
◎WWZZZ19ZGW1234567◎	WWZZZ19ZGW-1234567	◎WWZZZ19ZGW1234567◎	WWZZZ19ZGW-1234567
		WWZZZ19ZGW1234567	
		WWZZZ19ZGW-1234567	
$\begin{matrix} \star \text{ZFA188000} \star \\ \star 00500794 \star \end{matrix}$	ZFA18800000500794	$\begin{matrix} \star \text{ZFA188000} \star \\ \star 00500794 \star \end{matrix}$	ZFA18800000500794
		ZFA18800000500794	

## 5. 指定自動車整備事業における自動車検査証への 走行距離計表示値記載に係る取扱いについて

国自整第 112 号  
平成15年10月31日  
改正 国自整第 358 号  
平成29年 3月13日

自動車交通局技術安全部 整備課長

普通自動車及び小型自動車（最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。）にあっては、平成16年1月より自動車検査証の備考欄に当該自動車の検査時における走行距離計表示値が記載され、軽自動車（最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。）にあっては平成21年1月より、自動車検査証の備考欄に当該自動車の検査時における走行距離計表示値を記載することとなった。

このため、指定自動車整備事業における走行距離計表示値の記載に当たっては、下記により取り扱うこととしたので、関係者に周知願います。

なお、社団法人日本自動車整備振興会連合会に対し、別添のとおり通知したので了知されたい。

### 記

#### 1. 走行距離計表示値の記載をする自動車

普通自動車、小型自動車及び軽自動車を対象とする。ただし、最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。

#### 2. 走行距離計表示値の確認

- (1) 自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第4項の検査（以下「完成検査」という。）の確認時において、検査車両の走行距離計表示値と分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値が同一であることを確認する。
- (2) 総走行距離計（オドメーター）と区間距離計（トリップメーター）とを切り換える方式の距離表示をしている自動車にあっては、表示されている距離計の数値が総走行距離の数値であることを確認する。
- (3) 完成検査の確認時において、検査車両の走行距離計表示値から分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値を減じた値が200km以下のものは、(1)における数値が同一であると見なすものとする。

#### 3. 保安基準適合証への記載

自動車検査員は、保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白に、分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値をkm単位で記載する。この場合、10km単位以下の数値は「00km」として記載するものとする。

ただし、2. (3)における値が200kmを超える場合には、完成検査の確認時における走行距離計の表示値を同様に記載する。

なお、検査車両の走行距離計がマイル表示であると判断される場合には、マイル表示での走行距離をmile単位で同様に記載するものとする。

#### 4. 登録情報処理機関への情報提供

道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関へ提供する場合は、記3. の数値を提供するものとする。

附則（平成29年3月13日 国自整第358号）

1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。

---

※ マイル表示の場合は、2. (3) の「200km」を「200mile」と読み替える。

## 6. 保安基準適合証等について

### (1) 書き損じの処理

- ① 訂正することが困難な書き損じが生じた場合は、次葉の保安基準適合証にあらためて記載する。この場合の保安基準適合証番号は次の番号を記載する。
- ② 訂正することが困難な書き損じが生じた保安基準適合証及び保安基準適合標章は、再使用できないよう、記載面（保安基準適合証は表面、適合標章は有効期間表示面）を朱抹し（赤の斜線をする）切離さずに記載日から2年間保存すること。

### (2) 再交付の処理

- ① 交付した保安基準適合証を紛失等のため再交付する必要がある場合は、次葉の保安基準適合証をもって再交付する。（但し、検査の終了した日から15日以内に限る）  
この場合、再交付する保安基準適合証及び（控）の番号欄付近に「再交付」の表示と旧保安基準適合証の番号を次の要領で朱書きすること。
- ② 保安基準適合標章の再交付  
交付した保安基準適合標章が間違っていた為、再交付する場合は保安基準適合証の再交付処理に準じた取扱いをする。  
但し、保安基準適合標章（有効期間の表示）のみ間違った場合は、旧保安基準適合証とも廃棄処理（朱抹）し、次葉で交付すること。

### (3) 書損処理と再交付処理の違いについて

誤記入が発見された場合で訂正が困難な場合（判読が難しい等）は、当該適合証の一組（適合証（控）、適合証（本通）及び適合標章）が全て手元にある場合に限り、当該適合証等を適合証綴に戻し朱抹した後、書損処理として次葉に交付してもよい。但し、紛失等で綴りに戻すことが不可能な場合は再交付処理をしなければならない。（一旦切り離した適合証及び適合標章は紛失防止のため、適合証（控）にホッチキス等で綴じておくことが望ましい）

### (4) 保安基準適合証交付台帳の記載について

交付台帳の備考欄には別添の記載要領のように、「期限切れ」「交付年月日(No.〇〇〇)←（誤記発見の場合）」の他、前述の書損処理をした理由等を必ず記載しておくこと。

また、書損処理をした当該保安基準適合証番号の行は赤線で消しこみ処理を行なうこと。

### (5) 書損処理の定義について

書損（書き損じ）とは、原則として誤記を発見したが、まだ保安基準適合証等を交付していない場合、または一組（控、本通、標章）揃っている場合に限り朱抹することをいう。

また、交付台帳の使用欄交付の列（交付日）を朱抹し、書損の列に（書損日）を記載する。

## 参 考

### 【保安基準適合証及び同標章の有効期間(15日間)に検査証有効期間の更新が出来なかった場合の処理例】 (支局へ持ち込む場合)

- 〔例1〕
- 1) 交付されている保安基準適合証は速やかに回収を行い、適合証（控）、適合証の表面に期限切れと朱書きし、適合証綴りに綴っておくこと。
  - 2) 継続検査は認証工場扱いとして、運輸支局に持込み検査を行う。  
この際、通常の手込み検査と同様の処理が必要である。
  - 3) 指定整備記録簿に期限切れと朱書きし、指定整備記録簿綴りに同様に綴っておくこと。
  - 4) 上記2. の持込み検査は指定整備記録簿の写しを提示すること。  
この際、出来栄審査票を添付して受検する。
  - 5) 発行台帳の処置は、抹消せずに備考欄に期限切れと朱書きしておくこと。

### (再度入庫して保安基準適合証を交付する場合)

- 〔例2〕
- 1) 交付されている保安基準適合証は速やかに回収を行い、適合証（控）、適合証の表面に期限切れと朱書きし、適合証綴りに綴っておくこと。
  - 2) 再度入庫して、点検から、検査まで一連の指定整備を確実に実施することにより、改めて、保安基準適合証を交付することが出来る。
  - 3) 指定整備記録簿に期限切れと朱書きし、指定整備記録簿綴りに同様に綴っておくこと。
  - 4) 発行台帳の処理は、抹消せずに備考欄に期限切れと朱書きしておくこと。



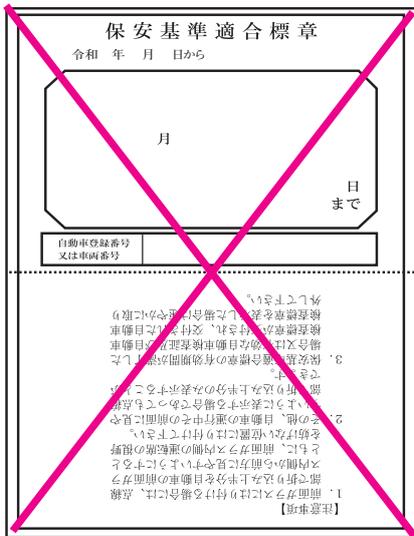
②〔再交付処理の例〕

保適証・標章交付後に後日間違いを発見したので、再交付処理

保安基準適合証 限定保安基準適合証 No. 461の再交付 令和7年8月17日交付 番号 467		指定番号 近指兵第3700号
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 兵庫〇〇〇自動車株式会社 東灘店 事業場の名称及び所在地 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町△△	兵庫〇〇〇自動車株式会社 兵庫〇〇〇自動車株式会社 東灘店 兵庫〇〇〇自動車株式会社 東灘店	最終の検査申請日 年 月 日
次 <small>の</small> 自動車 次 <small>の</small> 自動車の整備に係る部分 令和7年8月12日 検査の年月日 自動車検査員の氏名 魚崎 太郎	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 令和7年8月12日 魚崎 太郎	証明書番号 保険会社 AUJ004352 三井住友 AUJ123456 三井住友
自動車登録番号又は車両番号 ○× 44 せ 4594 車台番号 VPE25-1107〇〇 使用 <small>者</small> 氏名又は名称 一般社団法人 兵庫県自動車整備振興会 住 所 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町〇〇〇 乗車定員 3 人 最大積載量 1250 kg 用 途 貨 物 車両総重量 3095 kg 保 險 期 間 令和6年9月5日から令和8年9月5日	走行距離計表示値 88100 km mile	

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。  
 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

適合標章は交付せず



表面

保安基準適合証(控) 限定保安基準適合証(控) No. 461の再交付 番号 467 令和7年8月17日交付		指定番号 近指兵第3700号
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 兵庫〇〇〇自動車株式会社 東灘店 事業場の名称及び所在地 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町△△	兵庫〇〇〇自動車株式会社 兵庫〇〇〇自動車株式会社 東灘店 兵庫〇〇〇自動車株式会社 東灘店	最終の検査申請日 年 月 日
次 <small>の</small> 自動車 次 <small>の</small> 自動車の整備に係る部分 令和7年8月12日 検査の年月日 自動車検査員の氏名 魚崎 太郎	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 令和7年8月12日 魚崎 太郎	証明書番号 保険会社 AUJ004352 三井住友 AUJ123456 三井住友
自動車登録番号又は車両番号 ○× 44 せ 4594 車台番号 VPE25-1107〇〇 使用 <small>者</small> 氏名又は名称 一般社団法人 兵庫県自動車整備振興会 住 所 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町〇〇〇 乗車定員 3 人 最大積載量 1250 kg 用 途 貨 物 車両総重量 3095 kg 保 險 期 間 令和6年9月5日から令和8年9月5日	走行距離計表示値 88100 km mile	

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。  
 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

控



7. 適合証等交付台帳の記載要領 (例示1)

適合証等交付台帳

事業場管理責任者以外が交付した場合は、後日残存書類を審査して、交付台帳欄外余白等に押印することが望ましい。

記載例①

保安基準適合証番号	自動車登録番号 車両番号 車台番号	保安基準適合証 完成検査年月日	自動車 検査員印	事業者印等 の請求者印	事業者印等の 押印年月日	審査及び押印 責任者印	備考	使用			残 枚 数	
								綴番号	適合証 交付	書損 書損		標章 交付
451	○×77さ5037	7年8月4日	◎		7年8月4日	○	期限切れ	67	8/4		8/4	
452	○×44て7891	7年8月4日	◎		7年8月4日	代	朱抹		8/4		8/4	
453	○×△45-00045198	7年8月5日	◎		7年8月5日	○	⊕ 現車の持ち込みが必要となる中古新規車の例		8/5			
限定454	<del>○×59な1234</del>	<del>7年8月6日</del>	<del>◎</del>		<del>7年 月 日</del>		⊕ 現車の持ち込みが必要となる中古新規車の例 交付年月日(455)←(書き損じの例)			8/6		
限定455	○×59な1234	7年8月6日	◎		7年8月6日	○	限定-1←(限定適合証を交付した例)		8/6			
456	○×59と9812	7年8月6日	◎		7年8月9日	○	⊕ 押印者不在のため 交付日が遅れる例		8/9		8/9	
457	○×△45-00673210	7年8月9日	○	□	7年8月9日	○	⊕		8/9			
458	○×40み3674	7年8月10日	◎		7年8月10日	代	軽-1←(軽自動車の例)		8/10			
459	<del>○×33ろ6128</del>	<del>7年8月11日</del>	<del>○</del>	□	<del>年 月 日</del>		車台番号(460)←(誤記発見の例)			8/11		
460	○×33ろ6128	7年8月11日	○	□	7年8月11日	○			8/11		8/11	
461	<del>○×44せ4594</del>	<del>7年8月12日</del>	<del>◎</del>		<del>7年8月12日</del>	<del>○</del>	車台番号(467)←(誤記発見の場合で標章を 交付していた例)		<del>8/12</del>	8/17	8/12	
462	<del>○×77む3412</del>	<del>7年8月12日</del>	<del>◎</del>		<del>7年8月12日</del>	<del>○</del>	交付年月日(465)←(誤記発見の例)		<del>8/12</del>	8/16		
463	○×77ま4002	7年8月12日	○	□	7年8月12日	○	適合証紛失←(適合証を紛失した例)		8/12			
464	○×77ま4002	7年8月12日	○	□	7年8月13日	○	463の適合証再交付←(適合証再交付の例)		8/13			
465	○×77む3412	7年8月12日	◎	□	7年8月16日	○	462の適合証再交付←(誤記発見の例)		8/16			
466	○×56た7772	7年8月17日	○	□	7年8月17日	○	適合標章紛失←(適合標章を紛失した例)		8/17		8/17	
467	○×44せ4594	7年8月12日	◎		7年8月17日	○	461の適合証再交付←(適合証再交付の例)		8/17			
468	○×56た7772	7年8月17日	○	□	7年8月18日	○	466の適合標章再交付←(適合標章再交付の例)				8/18	
469	○×77さ5037	7年8月19日	○	□	7年8月19日	○	451の再入庫、再検査←(期限切れ記入の例)		8/19		8/19	
●	●	●	●	●	●	●			●			
714	○×△45-000456709	7年12月28日	◎		7年12月28日	○	← 現車の持ち込みを必要としない中古新規車の例		12/28			
1	○×77て8523	8年1月6日	◎	□	8年1月6日	○			1/6		1/6	
2	○×40か3981	8年1月7日	◎		8年1月7日	○	軽-1		1/7			
3												

事8/5

事8/11

記載例②

記載例③

- ※ 交付台帳は、原則としてこの様式を使用すること。
- ※ 交付台帳は、適合証綴の保存期間と重複するよう2年間保存すること。
- ※ 検査員、請求者及び責任者の各欄には、押印又は記名すること。

事業場管理責任者である検査員が検査を行った場合は、他に書類を審査する者を置き押印しておく。  
ただし、検査員と事業場管理責任者が違う場合は省略してもかまわない。

7. 適合証等交付台帳の記載要領 (例示2)

← 暦年又は年度ごとの一連番号とすること。

保安基準適合証等交付台帳

適合証綴番号		2 3 4															
保安基準適合証番号	適合証の種類別	自動車登録番号又は車両番号車台番号	保安基準適合証完成検査年月日	自動車検査員印	保安基準適合証等交付年月日	標章交付の有無	審査及び押印責任者印	備考	保安基準適合証番号	適合証の種類別	自動車登録番号又は車両番号車台番号	保安基準適合証完成検査年月日	自動車検査員印	保安基準適合証等交付年月日	標章交付の有無	審査及び押印責任者印	備考
1		○× 500 さ 8035	8・1・5	印	8・1・5	有無	印		26			・			有無		
2	限定	○× 500 と 4121	8・1・6	印	8・1・6	有(無)	印		27			・			有無		
3		○× 400 す 2563	8・1・7	印	8・1・7	有無	印		28			・			有無		
4	Ⓜ	○× 113-6041088	8・1・7	印	8・1・7	有(無)	印		29			・			有無		
5		○× 300 と 1014	8・1・7	印	8・1・7	有無	印		30			・			有無		
6		○× 300 む 7866	8・1・7	印	8・1・8	有無	印		31			・			有無		
7		○× 500 ゆ 6325	8・1・8	印	8・1・8	有無	印		32			・			有無		
8		<del>○× 500 も 1234</del>	<del>8・1・8</del>	<del>印</del>	<del>・</del>	<del>有無</del>	<del>印</del>	印字ミス(9)	33			・			有無		
9		○× 500 も 1234	8・1・8	印	8・1・8	有無	印		34			・			有無		
10		<del>○× 300 の 3333</del>	<del>8・1・9</del>	<del>印</del>	<del>8・1・9</del>	<del>有無</del>	<del>印</del>	車台番号(23)	35			・			有無		
11		○× 400 せ 5737	8・1・9	印	8・1・9	有無	印		36			・			有無		
12		○× 101-5261190	8・1・10	印	8・1・10	有(無)	印		37			・			有無		
13		○× 500 ま 9682	8・1・10	印	8・1・10	有無	印		38			・			有無		
14		○× 500 に 8888	8・1・10	印	8・1・10	有無	印	適合証紛失(24)	39			・			有無		
15		○× 300 め 1985	8・1・11	印	8・1・11	有無	印		40			・			有無		
16		○× 500 そ 7777	8・1・11	印	8・1・11	有無	印	適合標章紛失(20)	41			・			有無		
17		○× 400 た 2642	8・1・11	印	8・1・11	有(無)	印		42			・			有無		
18		○× 800 す 6083	8・1・12	印	8・1・12	有無	印		43			・			有無		
19		○× 500 さ 4506	8・1・12	印	8・1・12	有無	印		44			・			有無		
20		○× 500 そ 7777	8・1・11	印	8・1・13	有無	印	16の適合標章再交付	45			・			有無		
21		<del>○× 500 ね 3456</del>	<del>8・1・14</del>	<del>印</del>	<del>・</del>	<del>有無</del>	<del>印</del>	汚損(22)	46			・			有無		
22		○× 500 ね 3456	8・1・14	印	8・1・14	有無	印		47			・			有無		
23		○× 300 の 3333	8・1・9	印	8・1・15	有無	印		48			・			有無		
24		○× 500 に 8888	8・1・10	印	8・1・15	有(無)	印	14の適合証再交付	49			・			有無		
25		○× 580 ほ 1673	8・1・15	印	8・1・15	有無	印		50			・			有無		

注 適合証の種類別にはⓂ・「限定」を記入すること。  
 注 自動車登録番号又は車両番号のない車両については車台番号を記入すること。  
 注 交付台帳は、適合証綴の保存期間と重複するよう2年間保存すること。